


「男女が共に生きるまち八王子プラン」

- 平成17年度 評価報告書 -

平成19年1月
八王子市



目 次

1 . 男女が共に生きるまち八王子プランの達成度の評価について	
1 - 1 プランと達成度の評価	3
1 - 2 評価の方法について	4
2 . 指標と数値目標	4
男女が共に生きるまち八王子プラン 体系図	5
課題別の指標と数値目標	7
3 . 男女共同参画施策推進委員会による外部評価	11
4 . 個別事業評価	12
用語の解説	69
5 . 資 料	
5 - 1 評価作業の経過	70
5 - 2 施策推進委員会 委員名簿・開催経過	72
5 - 3 その他資料	75

1. 男女が共に生きるまち八王子プランの達成度の評価について

1-1 プランと達成度の評価

男女共同参画を推進するため、本市では行動計画をつくって取り組んでいます。その行動計画が「男女が共に生きるまち八王子プラン」（以下「プラン」という）です。「プラン」は、男女共同参画を推進するための施策を体系化したものです。「プラン」は人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の形成をめざすことを目標とし、この目標を実現するために5つの主要課題をもうけています。そして5つの主要課題を達成するために、それぞれのもとに合わせて14の課題をもうけ、それぞれの課題に2～4の具体的な施策をかがけています。さらにそれらの施策を実現するために125の事業を定めています。

このようにプランは「目標」－「主要課題」－「課題」－「施策」－「事業」と、ツリー状の体系をなしています。5・6ページの図は、目標から施策のレベルまでを体系図にしたものです。

プランはどの程度達成されたかを客観的に評価することが必要です。それによってどの分野で男女共同参画が進んだか、あるいは進んでいないか、どういう事業が効果的か、あるいは効果的でないかが明らかになり、次に取り組むべき課題等もはっきりしてきます。このように評価には重要な意味があります。

八王子市では、平成15年度から、市の基本計画である「八王子ゆめおりプラン」の進行管理をはかるために、行政評価を実施しています。これは、「八王子ゆめおりプラン」の各事業を、一定の基準にしたがって評価し、その結果を次年度以降に反映させるしくみです。

効率的な行政運営をめざすためにはプラン（計画）＝ドゥー（実行）＝シー（評価）というプロセスが大切です。計画を立てて実行したら、その結果を評価して、計画を改善し、実行する…という循環が大切です。それをマネジメントサイクルと言います。

本報告書でおこなう評価は「男女が共に生きるまち八王子プラン」のマネジメントサイクルにおいて、シー（評価）の部分に位置づけられるものです。

男女共同参画施策を推進するためには、市民の方々に、男女共同参画について理解してもらうことが欠かせません。そのためには、まず、八王子市が、どのように事業をすすめているのか、また、どれだけすすんでいるのかを知っていただくことが必要です。

そこで評価の結果を市民に公表します。そして市民の意見に耳を傾け、施策に反映させていきたいと考えています。

1 - 2 評価の方法について

プランの達成度を評価するためには、だれが何を評価するかによって複数の方法が必要です。そこでここでは3つの方法を用いています。それは 指標と数値目標による評価、八王子市男女共同参画施策推進委員会による評価、担当所管課による個別事業評価の3つです。

指標と数値目標は、プランが目標とする「人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の形成」がどの程度実現したかを示す客観的な尺度です。

男女共同参画施策推進委員会による評価は、プラン全体に対する外部からの第三者評価です。

担当所管課による個別事業評価は、プランを構成する125の個別事業のそれぞれについて、担当者自身がおこなう自己評価です。

2 . 指標と数値目標

プランの達成度を示す数値は、数値目標と指標にわけられています。

数値目標と指標の違いは、数値目標は市役所の努力によって達成可能なもの、指標は社会状況によって大きく影響され市役所の努力によっては必ずしも達成できないものです。

プランの達成度を評価するため、3つの数値目標をさだめました。また14の課題ごとにそれぞれひとつの指標をもうけました。これらの指標と数値目標は、5・6ページの体系図の中に示してあります。

主要課題

課題

施策

7 男女平等と共同参画の意識づくり

(1)学校等における男女平等に関する意識づくりと環境整備

指標 小中学校の女性管理職の割合

幼児教育における環境づくり
教育内容の充実
学校運営の充実
教育の場における男女平等体制の整備

(2)あらゆる場における男女平等に関する学習の推進

指標 性別による役割分担意識にとらわれない人の割合

学習機会の拡充と情報提供の充実
学習しやすい環境の整備
大学との連携強化
家庭における男女平等の意識づくり
行政における男女平等の意識づくり
男女共同参画推進のための意識の啓発
男女共同参画推進のための調査・研究

(3)人権を尊重する意識の醸成と擁護

指標 DV被害を受けた人の割合

女性に対するあらゆる暴力の根絶
人権の尊重と性に関する基本的認識を深めるための啓発と学習
人権の尊重に基づいた相談と援助

2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

(4)政策・方針決定過程への女性参画の推進

数値目標 審議会等への女性の参画率

審議会などへの参画の推進
行政運営への参画の推進
政治参加への意識づくり

(5)家庭・地域における男女共同参画の促進

指標 町会・自治会長への女性の参画率

家庭における参画の促進
地域活動への参画の促進
市民協働・ボランティア活動への参画の促進

(6)国際理解・国際交流を通じた男女共同参画の促進

指標 女性差別撤廃条約の用語周知度

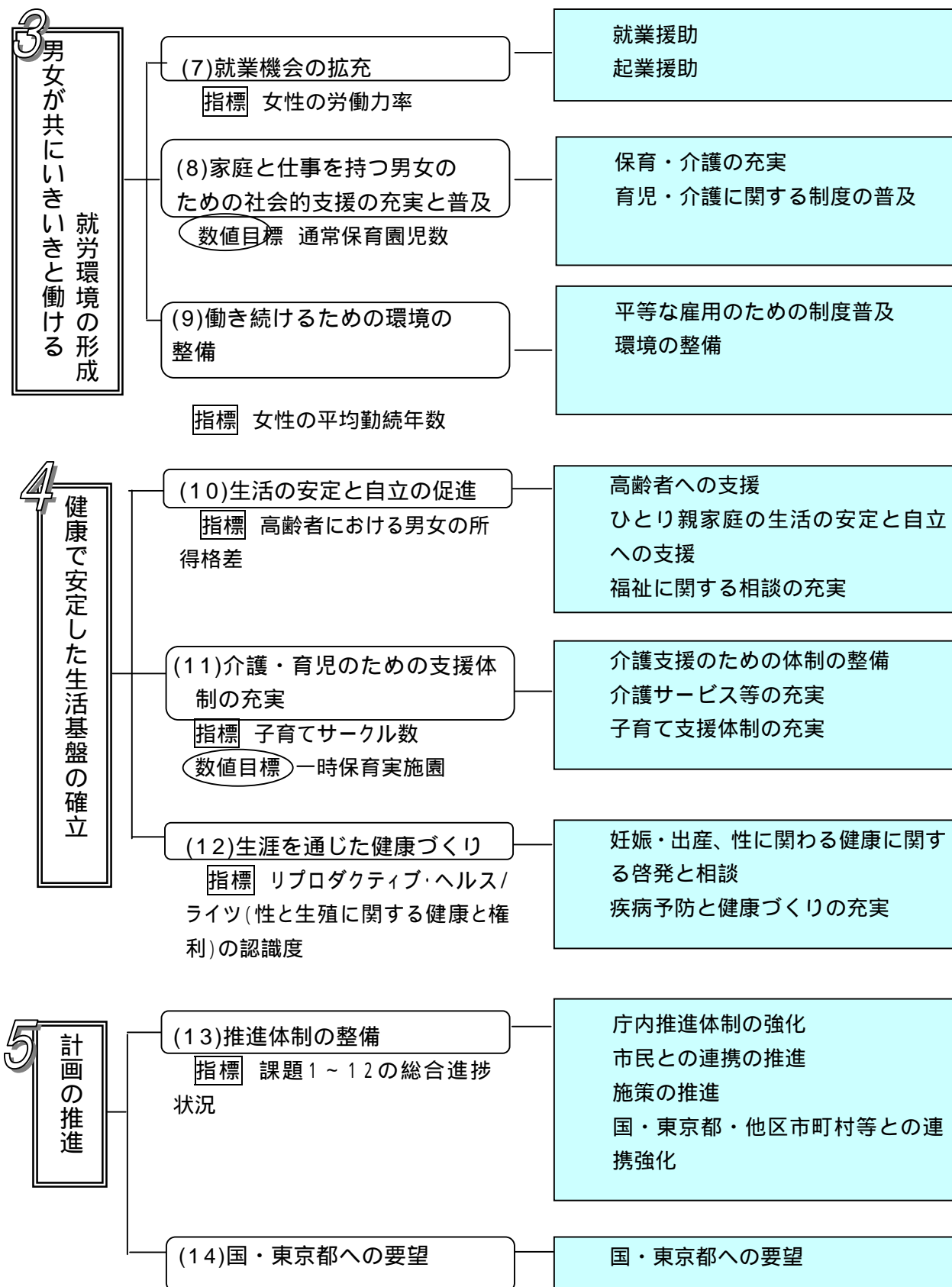
国際理解に関する学習機会の拡充
国際交流の推進

目標 人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の形成をめざして

主要課題

課題

施策



課題別の指標と数値目標

	課題	指標	数値目標
1	学校等における男女平等に関する意識づくりと環境整備	<p>小中学校の女性管理職の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内の小中学校における、女性の校長及び副校長の占める割合 ➤ 現在の数値 17.8% (17年度末現在指導室) ➤ 教育の場における男女平等体制の整備が進むことにより、女性の管理職が増えて、学校教育に女性の視点が活かされることを目指します。 ➤ 	
2	あらゆる場における男女平等に関する学習の推進	<p>性別による役割分担意識にとらわれない人の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 家事・育児・介護について、女性(男性)が中心に関わるべきであると答えた人の割合 ➤ 現在の数値 12.8% (平成14年度「生涯学習・男女共同参画にかかわる意識調査」) ➤ 性別によって役割を固定するのではなく、そのときの状況に応じて男女ともに関わっていくという意識の人が増えることを目指します。 ➤ 	
3	人権を尊重する意識の醸成と擁護	<p>DV被害を受けた人の割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 配偶者又は交際相手から何度も暴力を受けた体験者の割合 ➤ 現在の数値 22.7% (平成14年度「生涯学習・男女共同参画にかかわる意識調査」) ➤ 啓発などにより、DVは人権を侵害するものであることを周知し、暴力を何度も受けた人の割合を減らすことを目指します。 	

4	政策・方針決定過程への女性参画の推進		審議会等への女性の参画率 目標 42% (平成19年度末) 17年度末の数値 36%
5	家庭・地域における男女共同参画の促進	町会・自治会長への女性の参画率 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内の町会・自治会の女性会長の割合 ➤ 現在の数値 8.9% (平成17年度 協働推進課) ➤ 地域の活動に参加している女性は多いものの、意思決定の場に参画している女性はまだまだ少ないことから、会長に女性が占める割合の増加を目指します。 	
6	国際理解・国際交流を通じた男女共同参画の促進	女性差別撤廃条約の用語周知度 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 現在の数値 なし ➤ この条約は、性による差別禁止の原則を具体化したものであり、条約に批准した各国もこの条約に基づき男女共同参画に関わる施策をすすめていることから、条約の周知度の増加を目指します。 	
7	就業機会の拡充	女性の労働力率 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内15歳以上の女性に占める労働力人口(就業者・失業者)の割合 ➤ 現在の数値 44.9% (平成12年 国勢調査報告より作成「統計はちおうじ」より) ➤ 自分の能力を発揮して働くという選択をする女性が増えているほか、男女がともに家計や経済を支えることができるよう、女性の労働力率の増加を目指します。 	
8	家庭と仕事を持つ男女のための社会的支援の充実と普及		通常保育園児数 目標(21年度末) 9,243人 18年3月の数値 9,140人

9	働き続けるための環境の整備	<p>女性の平均勤続年数</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内事業所における女性の平均勤続年数 ➤ 現在の数値 6.8年 (平成16年度 東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書より、八王子市分を抽出) ➤ 男女が性により差別されることなく働きつづけられるよう、女性の勤続年数の増加を目指します。 	
10	生活の安定と自立の促進	<p>高齢者における男女の所得格差</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内の65歳以上男女の平均所得額の格差 ➤ 現在の数値 男性 2,662千円 女性 587千円 格差 2,075千円 <p>*1人あたり年間所得額 千円未満四捨五入 (平成18年3月31日現在 住民税課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 経済的に格差が生じがちな女性世帯が安定した生活ができるよう、男性の所得額との格差がなくなることを目指します。 	
11	介護・育児のための支援体制の充実	<p>子育てサークル数</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内における子育てサークル数 ➤ 現在の数値 26団体 (17年度 子ども家庭支援センター) ➤ 子育てを社会全体でサポートする環境が整うよう、子育てサークルの増加を目指します。 	<p>一時保育実施園 目標(21年度末) 15か所 18年3月の数値 9か所</p>
12	生涯を通じた健康づくり	<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の認識度</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 現在の数値 なし ➤ 女性は、妊娠・出産という特有の機能がそなわっているため、心身ともに健康な生活を送れるように女性の健康のための権利の1つである用語の認識度の増加を目指します。 	

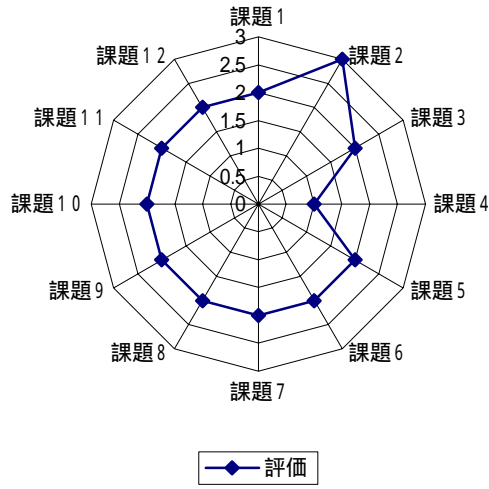
推進体制の
整備

13

課題1～12の総合進捗状況

課題1～12の総合評価

評価度
A = 3
B = 2
C = 1
D = 0
に換算



- プランの着実な推進を図るために評価度の増加を目指します。

3. 男女共同参画施策推進委員会による評価

男女が共に生きるまち八王子プランの達成度の評価について

男女共同参画施策推進委員会

会長 広岡守穂

八王子市は「男女が共に生きるまち八王子プラン」にのっとり男女共同参画を推進していますが、その平成17年度における達成度の評価について、下記のようにまとめました。

(1) 全体を通して

プランの評価について、昨年度、数値目標と指標、第三者評価、自己評価の3つの方法によることとし、1つの数値目標と8つの指標をさだめました。

本年度は、それをさらにすすめ、14の課題のうち「国・東京都への要望」をのぞく13の課題について指標を設定し、また3つの数値目標をさだめました。しかし指標と数値目標についてはまだ十分ではありません。数値による管理は重要ですので、ひきつづき取り組みが必要です。

そのためにも統計をとるときに性別に注目するなどの工夫をしてください。

(2) 所管課の理解

担当所管課ヒアリングにもとづいて委員会で議論しました。

所管課の男女共同参画に対する理解が重要です。プランを構成する事業は男女共同参画の推進を直接の目標としていないものが数多くあります。そのような場合、男女共同参画に対する理解が重要です。市役所職員の理解を深めるためいっそうの努力をしてください。

(3) 所管課間の連携

所管課間の連携を強化してください。男女共同参画はあらゆる分野にまたがる課題ですので、効果的に推進するためには所管課間の連携が必要です。

(4) 個別の取り組みについて

- ・社会の動きに対応した注目度の高い課題に取り組むように努めてください。たとえば科学技術の分野への女性の参画の推進などです。
- ・男女共同参画と生涯学習は、学習から社会参画へという面で共通するところがあり、自主グループの育成、女性の人材育成など、効果的な取り組みをすすめていただきたい。
- ・個別事業については単年度評価と長期的評価との2軸による評価が必要ではないかと思われるので検討していただきたい。

4 . 個別事業評価

個別事業ごとに担当所管課が評価シートによって評価しました。所管課が個別事業の評価をする際の基準を次のように設けました。

- A 進んだ
例年の進捗と比べて著しく進捗した場合又は事業完了したもの
(従来実施していなかった事業を新たに立ち上げた場合など)
- B やや進んだ
数値・事業内容に進捗が見られた場合又は事業が着実に前進しているもの
(事業実績に現れない創意工夫を行った場合を含む)
- C あまり進んでいない
前年度と同様の事業内容であった場合
(事業実績に現れない創意工夫も行わなかった)
- D 全く進んでいない
該当事業に着手しなかった場合
(事業着手のための検討や準備を行った場合はCを選択)
創意工夫を行った場合とは、申請手続きの見直しによる簡略化など市民の負担が少なくなる場合

課題 1

学校等における男女平等に関する意識づくりと環境整備

課題説明

現状
男女共同参画にかかわる意識調査*で、「男女平等が望ましいと考えている」と答えた人の割合が8割近くいるなか、「現在、男女平等になっていない」と答えた人の割合は、6割を超えている。

目指す方向
次世代を担う子どもが、男女平等意識を身に付け、性別による固定的な役割分担意識によらず、個性と能力を伸ばすための環境の整備を行う。

* 「生涯学習・男女共同参画にかかわる意識調査」（平成14年度実施）

プラン体系

主要課題 1
男女平等と共同参画の意識づくり

(1) 学校等における男女平等に関する意識づくりと環境整備

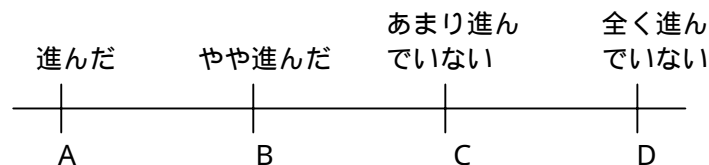
<p>施策</p> <p>幼児教育における環境づくり 教育内容の充実 学校運営の充実 教育の場における男女平等体制の整備</p>	<p><「ゆめおりプラン」との関連></p> <p>NO.13 子どもの健全育成 NO.19 学校教育の充実 NO.20 特色ある学校づくり NO.21 開かれた学校づくり</p>
--	--

施策の実施状況

男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 9 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 10 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 11 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

進捗状況



幼児教育における環境づくり

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.1 幼児教育にあたる職員の男女平等の意識づくりのための研修と啓発	1	男女の差別なく人間として尊重されるような周知を図るため、各幼稚園に周知依頼文を送付した。 また、公立保育園の職員については、男女共同参画の意識づくりは十分行われていると考えており、現場での対応に問題はない。	C	子育て支援課
No.2 性別にとらわれない教材等の使用	3	男女の差別なく人間として尊重されるような周知を図るため、各幼稚園に周知依頼文を送付した。 また、公立保育園の職員については、男女共同参画の意識づくりは十分行われていると考えており、現場での対応に問題はない。	C	子育て支援課

教育内容の充実

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.3 教職員の意識づくり	1	研究推進委員会「男女平等教育研究班」において男女平等教育についての研究を推進し、研究紀要にまとめ全教員に配布して、意識づくりを図った。（研究会年7回実施）	B	指導室
No.4 男女平等の視点にたった進路指導の啓発	2,3	進路指導主任研修会を実施する中で、進路指導にあたる教職員の意識づくりを図った。（年6回研修会を実施）	B	指導室

学校運営の充実

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.5 男女平等の視点にたった学校行事の見直し	3	パワーアップ研修会における、「特別活動等に関する講座」の開設（総合3講座、特活3講座）により、意識づくりを図った。	B	指導室
No.6 男女混合名簿などによる生徒の男女平等の意識づくりのための工夫	1	男女平等参画社会の視点に立った男女混合名簿の活用をしている。（小学校54校、中学校9校で実施、各校の実情に応じての活用となっている。）	C	指導室
No.7 男女平等に基づく学校運営を点検評価するための制度や機関の設置の検討	1	男女平等に基づく学校運営を点検評価するための制度や機関の設置について、検討している。	C	指導室
No.8 保護者会等の土・日や夜間の開催	4	学校説明会の休業日実施を指導しており、全校で学校説明会を含む何らかの行事が、休業日に実施された。	B	指導室

教育の場における男女平等体制の整備

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.9 児童館、学童保育所職員への男女平等の意識づくりのための研修と啓発	1	行事の参加について、男女別枠を廃止し、こどもたちの自主的判断を尊重した。 また、児童館などの日常活動から、区分け方法としての「男女別」を廃止し、こどもたちの意識の啓発を図った。 さらに、幼児と保護者を対象とした児童館事業において、父親の参加を促進する企画内容を実施した。	A	児童青少年課
No.10 教育相談の充実	1	教育相談担当者連絡協議会の実施（年3回）、パワーアップ研修会での教育相談に関する講座の開設、メンタルサポーターの配置などにより、教職員の意識づくりを図り、教育相談の充実が進んだ。	B	指導室
No.11 女性教師の管理職試験の受験拡大	4	男女教員を問わず、受験情報の提示を行った。 また、主幹及び管理職の女性の割合は増えている。	B	指導室

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
B	学校で研修などを通じ教職員へ啓発を進めている。 また、児童館や学童保育所では、これまでの積極的な取り組みで高いレベルに到達した事業が継続されている。

今後の課題

学校教職員への意識づくりは、研修などを通じ継続が図られているが、相談技術修得のための教員研修や授業で男女共同参画に関する教育をどのように推進したら良いか検討が必要である。また、科学技術分野への積極的な女性進出などを視野に入れた指導・啓発も必要。

なお、幼稚園、保育園への意識啓発については充分機能しておらず、今後の検討が必要である。

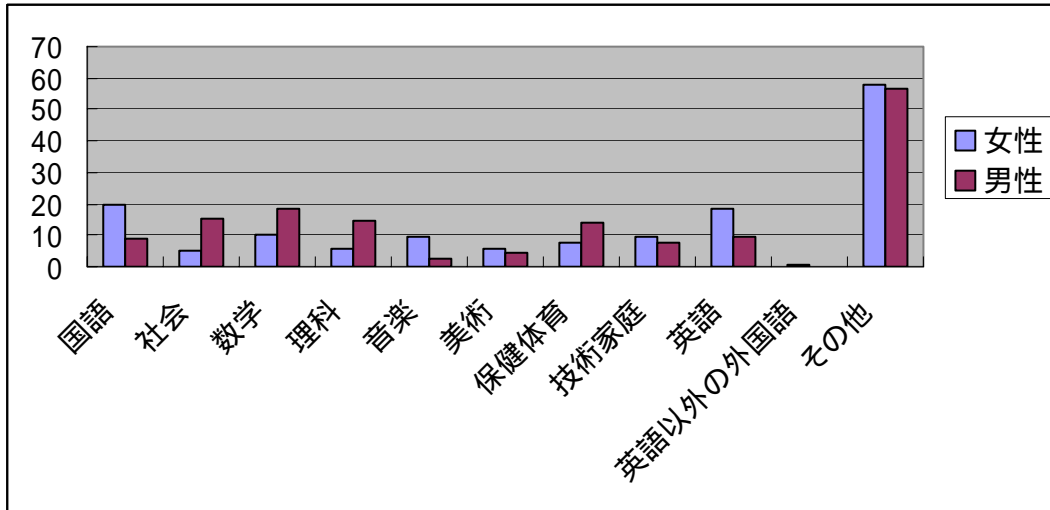
さらに、保護者などの子どもの周囲にいる人々の意識づくりや地域の人材の活用については、「課題2・あらゆる場における男女平等に関する学習の推進 施策 家庭における男女平等の意識づくり」との連携が必要である。

参 考

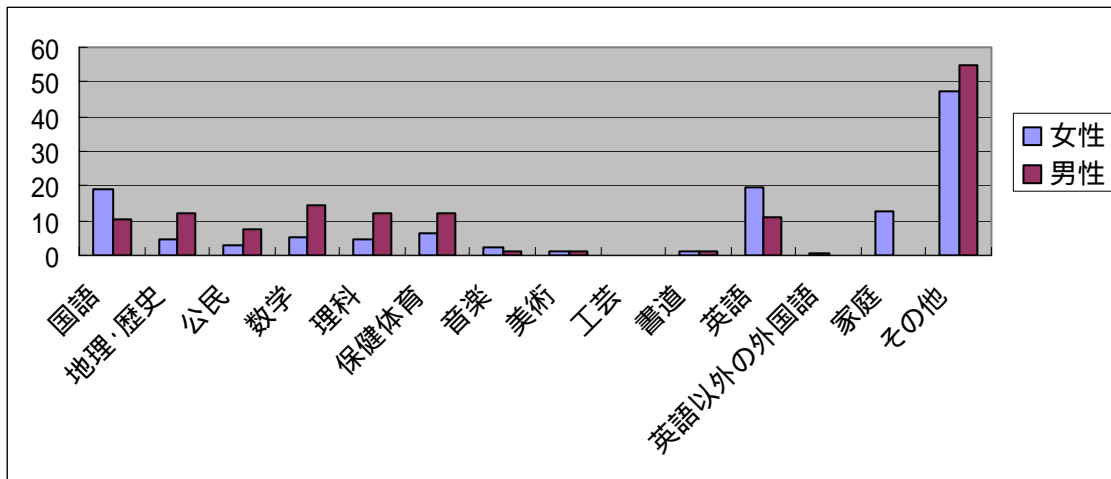
*****性・教科別中学校・高等学校教員の構成比*****

* 中学校と高等学校では、女性教員の国語と英語の担当割合が高く、男性教員では社会と数学の担当割合が高い。

性・教科別中学校教員の構成比（2004年）（単位：％）



性・教科別高等学校教員の構成比（2004年）（単位：％）



資料出所 独立行政法人国立女性教育会館「男女共同参画統計ハンドブック 2006」から作成

課題説明

現状
 固定的な役割分担意識により、女性の社会進出が進んでも、女性が家事等を担うべきであると思っている人が多い。一方、男性も家族への経済的責任をひとりで背負うことで悩んでいる人がいるといわれている。

目指す方向
 男女が、固定的な性別役割分担意識について見直すための学習機会や情報提供の充実と環境の整備を行う。

プラン体系

主要課題 1
男女平等と共同参画の意識づくり

(2) あらゆる場における男女平等に関する学習の推進

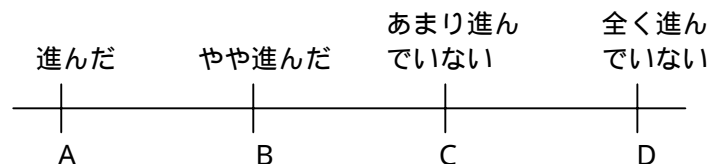
<p>施策</p> <ul style="list-style-type: none"> 学習機会の充実と情報提供の充実 学習しやすい環境の整備 大学との連携強化 家庭における男女平等の意識づくり 行政における男女平等の意識づくり 男女共同参画推進のための意識の啓発 	<p><「ゆめおりプラン」との関連></p> <p>NO.22 生涯学習の推進</p> <p><関連する個別計画></p> <p>八王子生涯学習プラン</p>
--	---

施策の実施状況

男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 12 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 13 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 14 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

進捗状況



学習機会の充実と情報提供の充実

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.12 男女共同参画の視点にたった講座等の充実	4	男女共同参画社会形成に関わる内容の講座やを企画、実施（延べ 2,771 名参加）し、とりわけ女性のエンパワーメントを図る講座を充実した。 また、自主活動グループの支援として、講座受講者が受講後、自主的な活動をするための会場・関連情報の提供や、広報活動の援助、活動に関するアドバイス等を行い支援した。	A	男女共同参画課
		講座開設数を増やし（5 講座）、日頃、子どもと接する機会が少ない父親が、子どもとのふれ合いを通じて子育ての大切さ、家族のあり方を学ぶ機会を充実させた。	B	学習支援課
No.13 学習に関する情報提供の充実	6	「はちおうじ男女共同参画センターだより」を発行し、男女共同参画センター主催講座等の開催や実施状況を情報提供し、講座受講者の増につながった。（年 3 回） また、講座開催予定等について、ホームページをより充実させ、情報提供を行った。	A	男女共同参画課
		館報「はちおうじの公民館」や講座のチラシなどを市内の公共施設で配布するとともに、市ホームページ・広報などで学習情報の提供を行った。 また、社会教育指導員（嘱託）2 名、社会教育主事任用資格者（嘱託）3 名及び社会教育主事職員 1 名を配置し、学習情報の提供を行った。	C	学習支援課
No.14 出前講座の充実	6	市民が主催する学習会などに市職員が出向き、担当事業などについての専門知識を活かした説明等を行った。（開催 267 件、参加者 17,060 名、83 講座）	B	生涯学習総務課
No.15 自主活動グループの育成・支援	6	男女共同参画センターの講座を受講した方が、受講後に自主的な活動することを支援した。 活動場所、関連情報の提供や広報活動の援助、活動に関するアドバイス等。 17 年度新規自主活動は 4 グループ。	B	男女共同参画課
		公民館の講座を受講した市民の方たちが、受講後に自主的な活動することを支援した。（活動場所、広報活動などに関するアドバイス） また、グループとして活動している団体に仲間づくり、自ら学ぶ意識の醸成を支援した。	C	学習支援課
No.16 学習を支援する人材の育成と相談体制の充実	6	生涯学習総務課との共催講座「生涯学習コーディネーター入門」（全 8 回・応募者男性 31 名・33%、女性 62 名・67%）を開設した。 また、社会教育指導員（嘱託）2 名、社会教育主事任用資格者（嘱託）3 名及び社会教育主事職員 1 名を配置したなかで学習相談に応じた。	B	学習支援課
No.17 交流の場の提供	6	「映画&トーク」（3 回）「ママ・パパの仲間づくり」（6 回）を実施し、それぞれテーマを設定しながら、男女共同参画センター内スペースを交流の場として提供した。延べ参加者は、99 名。	B	男女共同参画課

学習しやすい環境の整備

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.18 学習活動の拠点機能の充実	6	公民館3館により、学習室等の提供及び主催講座を充実し開催した。(講座応募者男性1,812名36%、女性3,188名64% 開催講座数1,330回)	B	学習支援課
No.19 市民センターの活用の促進	6	市民センター17館の管理運営を(財)学園都市文化ふれあい財団に委託し、コミュニティ意識の醸成、市民相互のふれあいや福祉の向上を図った。 各センターでは、男女問わず地域コミュニティ活動が行えるように会議室、和室、体育室、美術室、音楽室、調理室、多目的室等を設置するとともに、地区図書室、談話コーナー、乳幼児のためのプレイルームなど無料で利用できる場所を設置している。 本年度は施設の外壁改修に合わせてベビーチェア・ベビーシートを1箇所設置し、育児中の男女が施設を利用しやすいように整備した。(17年度センター利用者 2,038,606名)	B	協働推進課
No.20 小・中学校余裕教室の活用	6	身近なところで学習や活動ができるよう、学校の余裕教室を選定・転用し、子育て中の男女が学習や活動ができるように体制を整えるため、学校の余裕教室の特定化を行った。	B	施設整備課
		生涯学習活動、地域コミュニティ活動等を行う団体のスペースとして学校の余裕教室を開放した。 利用者数、利用回数は増加している。(17年度は、利用日数221日、利用者数3,016名)	B	生涯学習総務課
No.21 学習機会の確保のための保育の充実	6	ほっとタイムサービスを実施し、生涯学習センター図書館、生涯学習センター及び公民館を利用して学習する方の子(満1歳以上小学校入学前)を一時預かりする。利用者数1,942名。 また、市民満足度調査を実施し利用ニーズを把握した。 併せて、男女共同参画センター講座開催時等の託児実施した。利用者数241名。	A	男女共同参画課
		生涯学習センター図書館、生涯学習センター及び中央公民館を利用して学習しようとする市民の子(満1歳以上小学校入学前)を一時お預かりする「ほっとタイムサービス」。利用人数1,942名 公民館講座等開催時の託児 利用人数426名(中央:414名、南大沢:12名)	A	学習支援課

大学との連携強化

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.22 大学との連携強化	1,6	地域の大学等と企業及び市民との連携・協働により、性別に関係なく誰もが自由に学べる開かれた学び舎「八王子学園都市大学 いちよう塾」を運営し、誰もが意欲をもって学ぶことのできる機会を提供している。 講座数の増加に比例して、未就学児のいる母親の受講に配慮した託児付きの講座を新設した。託児付講座数36講座	B	学園都市文化課

家庭における男女平等の意識づくり

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.23 固定的な性別役割分担の見直しのための啓発、講座の充実	3	固定的な性別役割分担について見直す機会を提供する講座の開催を行った。 ・中高年男性向け料理講座「男の腕まくり」全8回 ・男女共同参画週間記念講演会「男たちの出番～定年後地域にどう生きる」 ・パパと子どもの「手作りパン教室」 ・「夫婦で子育て、きょうだいの子育て」全2回 また、男女共同参画情報紙「ぱれっと」vol.26で、男女の仕事と家庭の両立についての啓発を行った。	B	男女共同参画課
No.24 家庭教育支援のための冊子の作成	1,3	性に関する様々な情報が氾濫するなかで、家庭で正しい性理解のもとに親子間で適切な話し合いをできるように手引書として、性教育リーフレットを作成し、小・中学校の新一年生の保護者を対象に配付した。(小学校 5,700部 中学校 5,700部)	B	生涯学習総務課
No.25 女性を取り巻く制度、社会問題についての意識啓発と情報提供	1,2,3	男女共同参画情報紙「ぱれっと」を発行し、「少子化時代の働き方」の特集を組み、子育て世代の現状を分析し、子育てには仕事と家庭の両立が男女共通の課題であることを指摘した。また、災害復興における女性の参画の必要性を掲載し、新聞折込み(広報はちおうじ)による各戸配布を行い、啓発を図った。	B	男女共同参画課

行政における男女平等の意識づくり

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.26 職員研修の充実	1	職員に対して、男女共同参画への理解を深めてもらうために、研修「防災・災害を男女共同参画の視点でとらえることの必要性」をテーマに実施。(年1回、参加者数100名) 国の基本計画に新たな分野として追加された防災分野について、国の担当者の考えを直接が聞くことができ、職員の理解が深まった。	B	男女共同参画課
		セクシュアルハラスメント防止研修を実施し、全職員受講に向けて着実推進した。 研修参加者数322名	B	職員課
No.27 庁内への情報提供の充実	1	行政ネットワークを利用した庁内への情報提供「男女が共に生きるまち八王子プラン」平成16年度評価報告書を公開した。	C	男女共同参画課
No.28 行政に関わる相談員等への情報提供	1	「女性の相談に関わる相談員の情報交換会」の実施。 庁内の相談員相互の共通認識を高め、男女平等の視点にたった相談を行うために、学習会「ジェンダー法学ってなーに」及び「離婚と年金」を実施、また、情報交換会1回を開催し情報提供を充実させることができた。	A	男女共同参画課

男女共同参画推進のための意識の啓発

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.29 男女共同参画啓発情報紙の全戸配布	1,2,3,4	男女共同参画情報紙「ばれっと」を発行し、「少子化時代の働き方」の特集を組み、子育て世代の現状を分析し、子育てには仕事と家庭の両立が男女共通の課題であることを指摘。また、災害復興における女性の参画の必要性を掲載し、新聞折込み(広報はちおうじ)による各戸配布を行い、啓発を図った。	B	男女共同参画課
No.30 「女と男のいきいきフォーラム八王子」の開催	1,2,3,4	男女平等や男女共同参画についての意識啓発を図るとともに、理解や知識を深めてもらうため「第15回女と男のいきいきフォーラム八王子」を開催した。(フォーラム内で別途、ファシリテーター養成講座受講者企画4講座を開催)	B	男女共同参画課
No.31 男女共同参画に関する情報の収集と提供	4	情報資料コーナーを設け、資料を収集、蔵書を充実した。複数ある資料については貸出による資料提供を行っている。 また、市民用のパソコンを設置し、男女共同参画に関する情報について、インターネットによる収集を可能とした。さらに、同じ建物にある生涯学習センター図書館で所蔵している男女共同参画関連図書について「ちょっと立ち止まって!」コーナーを設け、資料の紹介を行った。	B	男女共同参画課
		男女共同参画に関連する図書の紹介記事を館内に掲示。 また、生涯学習センター図書館において、6月15日～30日の間、ジェンダーや男女共同参画に係る図書をテーマ図書展示コーナーにて展示・紹介した。	B	図書館

男女共同参画推進のための調査・研究

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.32 男女平等、男女共同参画に関する市民の意識・実態調査の実施	1,2,3,4	市の男女共同参画の今後の施策展開を考えるうえで、その都度テーマを決め男女共同参画調査を行い反映させる。 平成17年度は、市内の公立・私立保育園に通園する園児の保護者に対し、アンケートを実施した。 子どもを保育園に預けて両親ともに働いている家庭において、育児と仕事の両立に関する意識や実態を、母親と父親それぞれの立場から把握することができた。	B	男女共同参画課

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
A	男女共同参画を推進するための拠点である男女共同参画センターが開設2年度目となり、年間を通じて積極的に講座の開催や情報提供が行われた。

今後の課題

今後は、男女がともに学び、一人ひとりが持っている力を発揮して、学んだことを実践につなぐことができるような講座等の開催が求められる。

また、子育て中の人も含め、あらゆる年代の人が学習する機会を増やすことが求められており、特に男性には積極的な啓発が依然必要である。

課題説明

現状
 女性に対する暴力の背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、女性への人権軽視などがあり、社会問題となっている。

目指す方向
 DVなど性に関わる問題は、人権の問題であり、女性と男性が対等な存在として互いに尊重しあう意識の醸成を行う。

プラン体系

主要課題 1
男女平等と共同参画の意識づくり

(3) 人権を尊重する意識の醸成と擁護

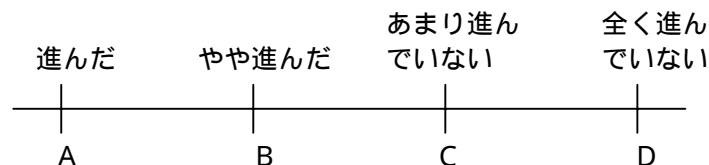
<p>施策</p> <p>女性に対するあらゆる暴力の根絶 人権の尊重と性に関する基本的認識を深めるための啓発と学習 人権の尊重に基づいた相談と援助</p>	<p><基本計画上の位置付け></p> <p>NO.10 人とひととの支え合い NO.12 暮らしの相談・支援</p>
--	--

施策の実施状況

男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 15 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 16 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 17 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

進捗状況



女性に対するあらゆる暴力の根絶

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.33 DV*1を理解するための啓発、情報提供の充実	1	女性に対する暴力をなくす運動期間にちなむ講演会とシンポジウム「DVと子どもの心～今、私たちにできること」を開催し、DVが子どもに与える影響について考える機会を提供した。(講演会参加者数70名) また、「はちおうじし男女共同参画センターだより vol.4」で「相談室から・・・ひとりで悩まないで」を特集し、DVを含む相談について情報提供をした。 DV相談窓口などを掲載した相談情報カード「女性に役立つ相談案内」を作成、関係窓口で配付した。	B	男女共同参画課
No.34 DVの相談体制の充実と緊急一時保護の実施	1	男女共同参画センターで実施している相談において、DVの相談に対応した。女性のためのカウンセリング・女性のための相談・弁護士相談・相談担当職員による一般相談など。また、母子・婦人相談員と綿密に連絡を取り合い、緊急一時保護につなげている。 また、仕事を持つ女性の利用に配慮し女性のためのカウンセリングの夜間相談を実施した。さらに弁護士相談を開設し、法律面でのサポートも始めた。	A	男女共同参画課
		都の母子自立支援・婦人相談員、市の面接員等の相談業務を通して、夫やパートナーの暴力や虐待からの緊急一時保護の広域的な対応を実施した。(相談189件、一時保護48件) また、男女共同参画センターと連携をとり、DVの相談体制の充実を図った。	B	生活福祉課
No.35 DV被害者支援のための関係機関・団体との連携の強化	1,2	警察、弁護士、医師をはじめとする、庁内外の管理者等による「DV被害者支援連絡協議会」及び実務的な連携を図るための「DV被害者支援関係機関担当者会議」を開催した。(協議会2回、担当者会議6回) また、よりの確な連携を行うための「DV被害者支援マニュアル」を「DV被害者支援関係機関担当者会議」において作成した。	A	男女共同参画課
No.36 性被害から青少年を守るための啓発、情報提供の充実	1	青少年対策地区委員会及び青少年育成指導員による地域パトロール活動、注意・啓発看板設置、育成環境浄化活動を行った。	C	児童青少年課
No.37 セクシュアル・ハラスメント*2についての啓発	1	男女共同参画センターの情報資料コーナーにセクシュアル・ハラスメントについての資料を配架した。 また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、生涯学習センター図書館に、セクハラ・DV関連図書の特設コーナーを設置して啓発を行い、貸出しを呼びかけた。	C	男女共同参画課

人権の尊重と性に関する基本的認識を深めるための啓発と学習

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.38 性の商品化や売買春、メディアリテラシー*3についての意識啓発	1	「第15回女と男のいきいきフォーラム八王子」において市民団体企画による展示を行った。(展示1回)	C	男女共同参画課
No.39 学習指導要領に準じた適正な性教育の実施	1	各学校において、性教育の年間指導計画の作成と教育委員会への提出を行っている。(全校実施)	B	指導室
No.40 性教育に携わる教師への研修の充実	1	保健主任研修会を実施した。研修会により教員の意識改革が進みつつある。(年間2回)	B	指導室
No.41 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*4に関する啓発	1,9	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発については、実施できず。	D	男女共同参画課

人権の尊重に基づいた相談と援助

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.42 女性のための相談機能の充実	1,9	女性のためのカウンセリング・女性のための相談・女性のための保健相談を実施し、生き方についてのカウンセリングや夫婦・家族間での悩み事、保健相談に対応し、相談担当職員が電話による一般相談を行った。 また、仕事を持つ女性に対応するため夜間のカウンセリングも新たに実施した。 さらに法律的な相談に対応するため、女性のための弁護士相談を新たに開始した。 (全相談件数 2,294 件)	A	男女共同参画課
No.43 市民相談の充実	1	人権相談として、毎月10日の定例相談及び特設相談(2回)を実施。相談に対応する人権擁護委員の女性の割合が増加した。(45.5%) 弁護士による無料法律相談をはじめとして、専門家による税金、年金、雇用保険、労働条件相談、登記、相続・遺言、不動産などの相談を定期的実施している。 また、市職員による一般相談・案内も実施している。各種相談のうち、不動産相談日数を月2回から3回に増やした。(相談者数 1,940 名)	B	総務課
No.44 外国人女性への情報提供	1	DV啓発冊子「パートナーからの暴力に悩んでいませんか?」の英語版を作成し配付を行った。 また、他機関で行っている外国人相談の情報提供を行った。 さらに、男女共同参画センターの利用案内を英語・中国語・韓国語に翻訳し、相談事業の周知を図るとともに、外国人相談のボランティアへDVについての啓発も行った。	B	男女共同参画課

No.45 セクシュアル・ハラスメントの相談窓口の整備	1	男女共同参画センターの専門相談及び電話相談のなかで、セクシュアル・ハラスメントの相談についても応じている。(相談件数12件) 夜間カウンセリングの開設など、相談業務の充実を図った。	B	男女共同参画課
		相談窓口設置を推進しているが、窓口設置の明確な基準がないため、校長からの相談担当者の指定が不明確となっている。 相談窓口数としては減少しているが(小学校17校・中学校6校)、窓口未設置校でも対応担当者を設定しており、相談体制としては実質的に機能している。	C	指導室

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
B	ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントを含む相談窓口・業務については拡充し、啓発についても着実に進められている。

今後の課題

ドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシュアル・ハラスメントは、人権問題であるという認識を徹底させて防止を図るとともに、DV被害者への自立支援を含めた具体的な施策の実施と関係機関の連携が必要である。

そのために、「DV被害者支援連絡協議会」及び「DV被害者支援関係機関担当者会議」の機能を十分に活用することが求められる。

また、性教育についても、人権の尊重に関わる問題であるという認識の啓発が必要である。

* 1・2・3・4は、69ページの用語の解説に説明があります。

課題説明

現状
 女性の社会進出は進むものの、政策・方針決定の場への女性の参画は、十分とはいえない状況にある。

目指す方向
 審議会などへの女性の登用を推進するとともに、女性の政治への参加を促すための意識づくりに努める。また、市職員の意識の醸成を行う。

プラン体系

主要課題 2
あらゆる分野への男女共同参画の促進

(1) 政策・方針決定過程への女性参画の推進

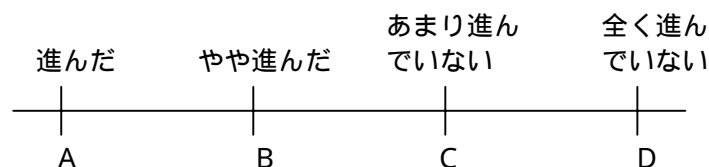
<p>施策</p> <p>審議会などへの参画の推進 行政運営への参画の推進 政治参加への意識づくり</p>	<p><「ゆめおりプラン」との関連></p> <p>NO.09 人材の育成と活用 NO.10 人とひととの支え合い</p>
--	--

施策の実施状況

男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 18 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 19 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 20 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

進捗状況



審議会などへの参画の推進

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.46 女性の参画率の向上	4	審議会等委員への女性の参画率の促進を目指して、平成12年度に設置した「八王子市審議会等委員への女性の参画促進要綱」に基づき、女性の参画率を調査、把握した。(前年より0.8pt減少) また、情報紙「ぱれっと」で市民へ公表し、市民への働きかけも行った。	C	男女共同参画課
No.47 民間団体等への意識啓発の実施	4.3	男女共同参画記念講演「男たちの出番」を開催し、地域で活動しているグループの代表者を講師として「男性の地域参加」「地域でのネットワークを通しての家庭や地域とのかかわり」を考え、男女共同参画社会の大切さを啓発した。	C	男女共同参画課
No.48 女性の参画のための人材育成及び人材情報の収集と提供	4.3	「キャリアアップコーディネーター養成講座」「ファシリテーター養成講座」「女性のための自分磨きのパソコンサロン」など、女性を対象とした社会参画のための人材育成を目的とした講座を開催し、その後のグループ活動へつながった。	A	男女共同参画課

行政運営への参画の推進

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.49 配置や職務分担における男女平等の徹底	4.3	平成16年度の試行実施に引続き「職場での話し合う環境づくり」に主眼を置いた意向調査(コミュニケーションシート)を本格実施した。 職員に職場の状況や仕事の振返り、仕事の中で活かしたい能力・資格、取り組みたい業務や職場(適性)、健康状況・家庭の事情等を自己申告してもらうとともに、その内容につき上司との意見交換(育成面談)を実施してもらった。 各職場における実施状況(提出状況から判断)から、昨年度の導入時に比し、本制度を活用したコミュニケーションが進んだと判断する。	B	職員課
No.50 女性職員に対する意識啓発と人材育成	4	出産・育児・介護等の影響を受けやすい状況にある女性職員のキャリア形成について考える「女性職員のためのキャリア研修」を新たに実施した。	B	職員課

政治参加への意識づくり

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.51 選挙に関する啓発活動の充実	4	<p>明るい選挙推進協議会を通じ啓発活動等を行い、政治意識の向上に努めた。(話しあい活動、地域運動会等での啓発、市議会傍聴、明るい選挙賛同者「しるばらの友」募集、話しあい強調月間、選挙時街頭・駅頭啓発、しるばら講演会、ポスターコンクール)</p> <p>また、明るい選挙推進協議会での女性参画率は、58.2%となっており参画は進んでいる。</p>	B	選挙管理委員会事務局
No.52 市議会に関する情報提供の充実	4	<p>市議会や政治について市民の意識の高揚に努めるため、「市議会だより」を発行しているが、市政モニターのアンケートを実施し、より分かりやすい紙面にするための参考とした。(定例会号4回、794,500部)</p> <p>このほか、各定例会初日に「議場コンサート」を開催時に、そこで配布するリーフレットに当該定例会の日程を掲載。</p> <p>また、議会運営・しくみ等を解説したパンフレット「市議会のあらまし」を作成した。</p> <p>さらに、市のホームページの「議会事務局」のコーナーを随時情報更新するとともに、市議会だよりのPDF版や本会議録を各定例会後に掲載した。</p>	B	議会事務局庶務調査課
No.53 女性の政治への参加を促すための情報提供	4	<p>新聞記事の切り抜きの掲示、関係資料の情報資料コーナーへの配架、雑誌の定期購入を行った。</p>	C	男女共同参画課

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
C	<p>行政運営への参画の推進では、男女とも自分が取り組みたい業務を申告できるしくみ(コミュニケーションシート)が定着しつつあるが、審議会等委員への女性の参画率については減少した。</p>

今後の課題

審議会などへの女性の参画率向上のためには、民間・各種団体等への働きかけや女性の人材情報の継続的な収集が急務である。

また、参画率の向上のためには、女性委員「0」の委員会をなくすことが不可欠である。

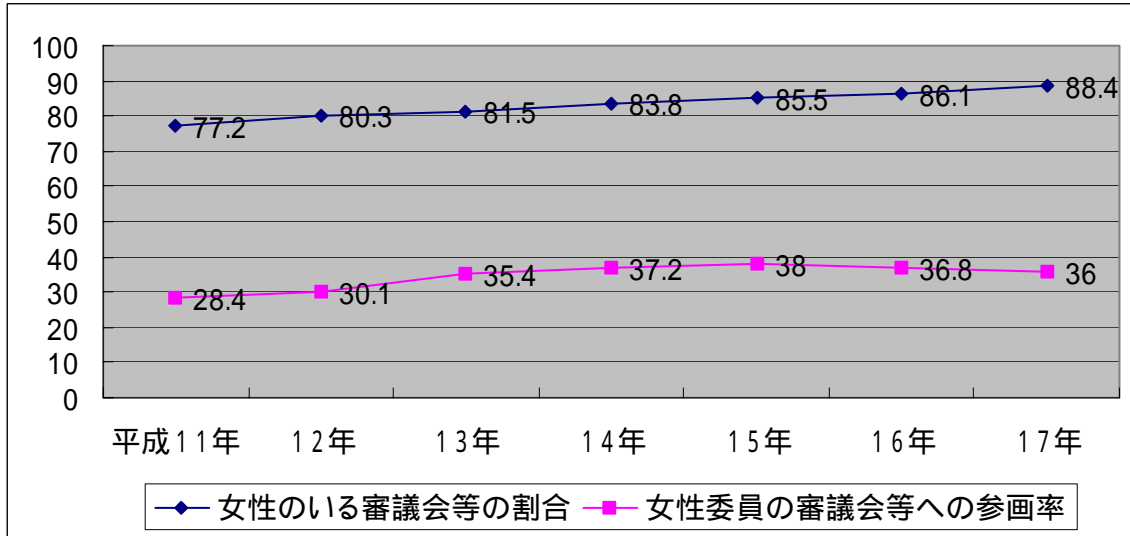
さらに、女性の政治参加のために、情報の収集と提供について工夫を行い、意識づくりを進めていくことが求められる。

参 考

*****八王子市の女性の参画状況推移*****

* 平成11年以降女性のいる審議会等の割合は、着実に増加している。女性委員の審議会等への参画率をみると、平成15年まで着実に増加していたが、平成16年以降は伸び悩んでいる。

(単位：%)

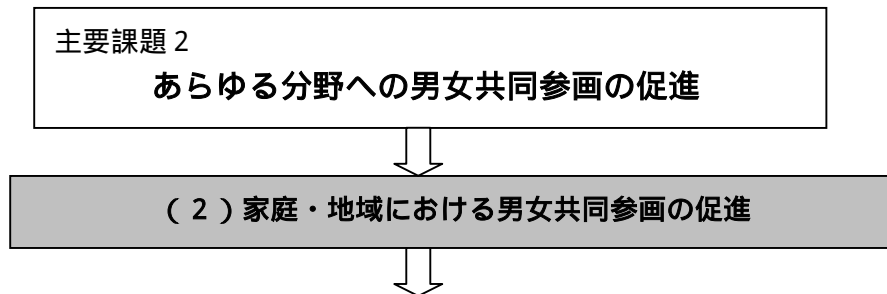


課題説明

現状
 家庭において、家事・育児などへの男性の関わりが少ない状況にある。また、地域では定年後の男性を含め、男女共に、積極的な参画の必要性が求められている。

目指す方向
 男女ともに、仕事や家事・育児等を担って、家庭生活における責任を果たし、また、あらゆる年代の男女がお互いを尊重しつつ、主体的に地域に関わるような環境づくりを行う。

プラン体系



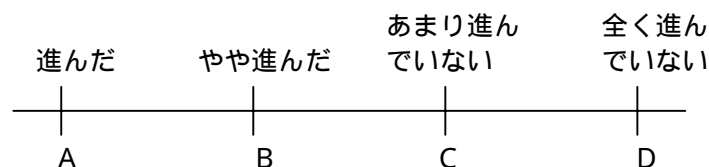
<p>施策</p> <p>家庭における参画の促進 地域活動への参画の促進 市民協働・ボランティア活動への参画の促進</p>	<p><「ゆめおりプラン」との関連></p> <p>NO.02 市民と行政との協働 NO.11 地域での支え合い</p>
--	---

施策の実施状況

男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 21 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 22 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 23 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

進捗状況



家庭における参画の促進

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.54 男性の家事・育児・介護に関する知識習得のための講座等の開催	4.3, 6	概ね60歳以上の男性を対象とした中高年男性向け料理講座「男の腕まくり」を開催し、料理のほか、生活に役立つ「元気生活豆知識」講座も行った。(基礎コース4回、応用コース4回) また、父親と子どもを対象とした、父と子の料理講座「パパと子どもの手作りパン教室」を開催した。 さらに、子育てセミナー「夫婦で子育て、きょうだいの子育て」(保健センター、子ども家庭支援センター共催)を開催、夫婦で子育てに関わることの大切さ、楽しさを先輩パパから聞く講座を行った。 保健センターなどと共催で講座を開催したことで、より多くの人に男性の育児参加について、情報提供することができた。(参加者数延べ225人)	B	男女共同参画課
		消費者保護対策事業として、消費生活の向上に資するため、各種教室、講座などを実施している。(講座数16回) 消費生活講座の実施回数を増加させたことにより、全体的に参加者が増えている。 また、PR方法や内容を工夫したことで、男性参加者が前年の2倍以上に増えた。	B	暮らしの安全安心課
		在宅介護支援センターにおいて、家族介護教室、転倒予防教室、認知症予防教室を開催し、意識作りを進めるとともに知識や技術の向上を図った。(開催回数407回、参加人数7,503名)	B	高齢者支援課
		「お父さんといっしょに楽しむリトミック」ほか2講座を開設し、講座回数を充実させた。	B	学習支援課
No.55 父親の参加も呼びかける母親学級等の実施	4.3	「こんにちは赤ちゃん」(母親学級)では、初妊婦とその家族(父親等)に対し講義・実習・情報提供や、仲間づくりの機会を提供し、安心して妊娠、出産、育児ができるよう支援した。 また、「パパママクラス」(両親学級)では、初妊婦と父親が妊娠、出産、育児に関する情報を共有することにより、相互に理解し、支えあい、心豊かに子育てに取り組めるよう支援した。母親学級等の父親参加者数は341名で、前年より増加した。	B	保健センター
No.56 情報紙等による啓発	4.3	男女共同参画情報紙「ぱれっと」において「少子化時代の働き方」の特集を組み、子育て世代の現状を分析し、子育てには仕事と家庭の両立が男女共通の課題であることを指摘。 また、災害復興における女性の参画の必要性を掲載し、新聞折込みによる各戸配布を行い啓発をした。	B	男女共同参画課

地域活動への参画の促進

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.57 地域活動における男女共同参画促進の啓発	4.5	男女共同参画記念講演「男たちの出番」を開催し、地域で活動しているグループの代表者を講師に招き、「男性の地域参加」を呼びかけ、地域でのネットワークを通しての家庭や地域とのかかわりを考え、男女共同参画の大切さについて啓発を行った。 また、中高年男性向け料理講座では、料理のほかに生活に役立つ「元気生活豆知識」講座を行い、地域への参画を呼びかけ、地域活動に興味がある人たちに、男女共同参画の視点を啓発できた。	B	男女共同参画課
No.58 地域活動の中心となる人材の育成	4.5	男女共同参画記念講演「男たちの出番」を開催し、地域で活動しているグループの代表者を講師に招き、「男性の地域参加」、地域でのネットワークを通しての家庭や地域とのかかわりを考える講座を開催した。 また、女性の社会参加を支援するためのパソコン講座「女性のための自分磨きのパソコンさろん」、中高年男性を対象に料理の技術を習得しながら、仲間づくりを進める料理講座「男の腕まくり」を開催し、地域での活動の参考となる情報の提供を行うとともに、自主グループの活動を通して、積極的にグループの運営に関わる人材が育っている。	A	男女共同参画課
		シニア元気塾の開催、社会参加の第1歩のための知識と技術を習得するための「教養コース」と既に地域でボランティア等で活躍している方を対象として、さらに地域の活動の核となっていたための「コーディネート養成コース」を設定している。 また、高齢者が地域で活躍できるように、高齢者活動を支援するセンター「元気」を運営している。 シニア元気塾の女性参加者は減少しているが、女性の運営能力、存在感、パワーは大きく評価できる。 また、センター「元気」に参加しているボランティアスタッフは、女性の参画が多い。	B	高齢者支援課
		生涯学習コーディネーター養成講座を開設し、市民主体の生涯学習活動を実践するためのリーダーを養成した。（開催1回、修了生21名）	C	生涯学習総務課
		「朗読ボランティア～はじめの一步～」ほか16事業開設した。中央公民館のみの実施を全館で実施し、回数も増やし充実した。	A	学習支援課
No.59 地域での自主的コミュニケーション活動の促進	4.5	地域の問題解決や共通する目標の実現に向け、地域内で中心的に活動している団体である町会、自治会からの各種問い合わせや相談に対応した。また、各種補助金を交付した。	B	協働推進課

市民協働・ボランティア活動への参画の促進

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.60 ボランティアの養成	4.5	<p>NPO八王子市民活動協議会との共催により「お父さんお帰りなさいパーティー」を開催し、ボランティア体験談の発表や団体紹介などを実施するとともに市民活動支援センターを利用したボランティア活動の啓発、募集や体験などの情報提供を図った。</p> <p>また、「市民活動（ボランティア）相談会」「ボランティア入門講座」を新規に実施し、男女共に参加を得ることができた。</p>	A	協働推進課
		<p>八王子市社会福祉協議会では、様々なボランティア活動への援護を実施しており、これまで男女の区別なくボランティアの養成を行ってきた。</p> <p>市はこれらの事業に対して補助金（ボランティア活動援護事業）を支出し、男女の区別なく毎年度確実にボランティアの養成を行っている。</p>	B	健康福祉総務課
		<p>学校の協力により、週末の学校施設を開放し、地域の人材やボランティアが講座等を企画実施することにより、地域の教育力の向上を目的とした「サタデースクール」事業を行い、開催日時を週末のみから平日の放課後も含めた開催とした。</p>	B	生涯学習総務課
No.61 NPO・ボランティアに関する情報提供の充実	4.5	<p>市民活動支援センターでは、ボランティアや市民活動に関する情報の収集と提供をしている。</p> <p>情報の提供方法としては、広報紙「市民活動通信」の第四面で市民活動団体からのボランティア募集の記事を掲載するほか、ボランティアをしたい人とボランティアを求めている人とのコーディネートをはじめ、様々な相談等に対応している。相談件数は減少したが、支援センターの窓口にパソコンを整備し、市民活動団体の情報を誰もが入手しやすくするとともにウェブサイトを更新し、市民活動支援センターの実施する各種講座のほか、ボランティア・NPOのイベント告知、人材募集などの情報を見やすくした。</p>	B	協働推進課
		<p>八王子市社会福祉協議会では、ボランティアセンターを中心に各種情報を男女の区別なくボランティアに提供しており、ボランティア活動を行うための有効な情報源となっている。</p> <p>市は、これらの事業への補助金（ボランティア活動援護事業、ボランティアセンター管理運営費）を支出し、各種情報を男女の区別なく毎年度確実にボランティアに提供している。</p>	B	健康福祉総務課

No.62 市民活動の拠点の充実	4.5	<p>市民活動支援センターの管理運営を八王子市民活動協議会に委託している。</p> <p>支援センターでは、交流会、ミーティング、会議、情報交換の場として会議室の無料貸出やコピー機、印刷機等の有料貸出をしているほか、情報の収集と提供、市民活動に関する様々な相談業務、各種研修会の開催などを行っている。</p> <p>レイアウト変更により相談スペースを広げたほか、会議室にインターネットへ接続できるLANコネクタを設置し、さらなる利便性の向上に努めた。</p>	A	協働推進課
		<p>八王子市社会福祉協議会では、市内2か所（元横山町、南大沢）にボランティアの活動拠点であるセンターを設置し、ボランティア活動の拠点を確保した。</p> <p>市はこのセンター管理運営費について補助金（ボランティアセンター管理運営費）を支出し、男女の区別なく毎年度確実にボランティア活動の拠点を確保している。</p>	B	健康福祉総務課

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
B	地域における男女共同参画の促進のための取り組みが着実に進められている。

今後の課題

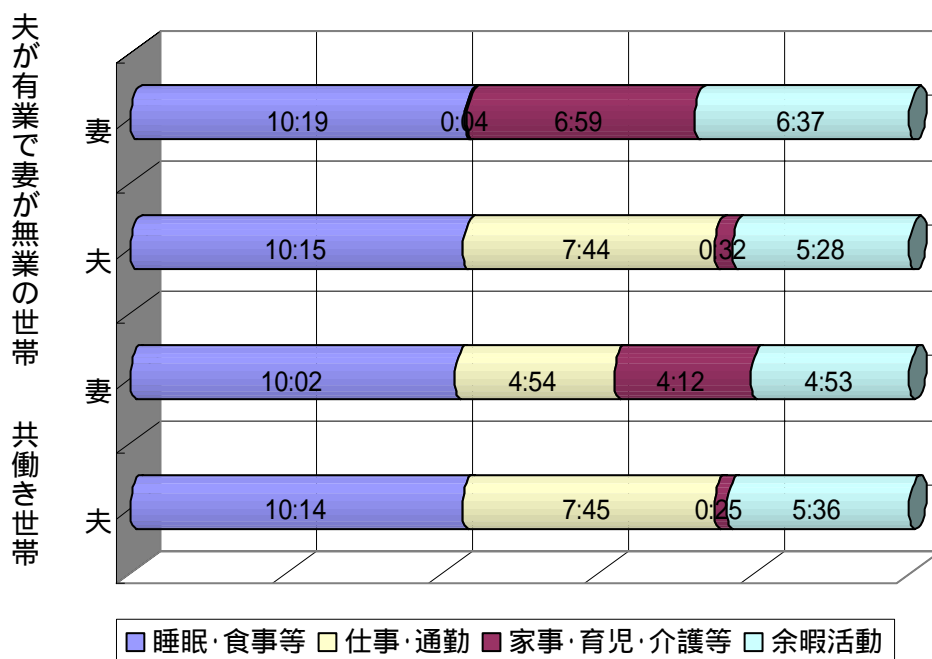
地域における参画については、団塊世代の人々が定年退職を迎えようとしているなか、特に男性が家庭生活へ参画する意識改革を進めるとともに、いかに市民活動に関心をもってもらえるか、また、その人材の活用・活動の場の提供が求められる。

参 考

*****夫婦の生活時間*****

* 男性の家事・育児・介護等の時間は女性と比べ、非常に短くなっている。そして、共働き世帯においても家事等は妻が行っており、女性に家事・育児負担が大きく偏っている。

(単位：時間：分)



内閣府 平成 18 年版「男女共同参画白書」から作成。

課題 6

国際理解・国際交流を通じた男女共同参画の促進

課題説明

現状
男女平等は、国際的な課題であり、国際的な視点でとらえることが必要とされている。

目指す方向
国際交流を通して、他の国の社会や文化を理解するための、学習の機会や資料の提供を推進する。

プラン体系

主要課題2
あらゆる分野への男女共同参画の促進

(3) 国際理解・国際交流を通じた男女共同参画の促進

施策

- 21 国際理解に関する学習機会の拡充
- 22 国際交流の推進

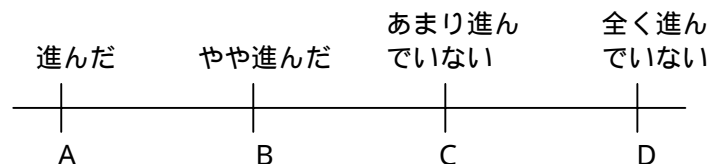
<「ゆめおりプラン」との関係>
NO.26 文化交流の推進

施策の実施状況

男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 24 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 25 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 26 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

進捗状況



国際理解に関する学習機会の拡充

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.63 国際的な視点に立った学習機会の充実	10	国際的な視点に立った講座の開催は、実施できなかった。 行政情報や新聞記事の掲示による提供にとどまった。	D	男女共同参画課
No.64 海外資料の提供の充実	10	男女共同参画センターにおいて、資料の収集や雑誌の定期購入を行い、蔵書の充実を図り、センター利用者に情報を提供した。 男女平等に関する国際的な動向については、雑誌にて最新の情報を提供している。	C	男女共同参画課
		幅広く男女共同参画に役立つ外国語の図書や新聞等の資料収集を行い、貸出・紹介を実施した。	B	図書館

国際交流の推進

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.65 国際交流の場と機会の提供	10	八王子市国際交流コーナーでの外国人と市民との交流事業、国際交流フェスティバル、国際理解推進事業、留学生のための高齢者施設訪問、異文化理解・多文化共生をテーマにした職員研修を実施した。 外国人と市民との交流機会の拡大、異文化理解のための職員への啓発、及び国際協力推進員の配置により国際理解教育の推進が図られた。(国際交流事業数20)	A	学園都市文化課

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
B	外国人と市民との交流事業の拠点となる八王子市国際交流コーナーで事業が着実に進められている。

今後の課題

男女共同参画センターにおいて、資料の充実とその周知を図るとともに、講座などを通して男女平等について、国際的な視野でとらえることを広めていくことが必要である。

課題説明

現状
結婚や出産を機に仕事をやめた女性が再就職を希望するなど、経済的自立を求める女性が増えています。

目指す方向
女性の就業機会の拡大を促進し、情報提供の充実を図る。

プラン体系

主要課題 3

男女が共にいきいきと働ける就労環境の形成

(1) 就業機会の拡充

施策

- 23 就業援助
- 24 起業援助

<「ゆめおりプラン」との関連>
NO.33 体制づくりと人材育成

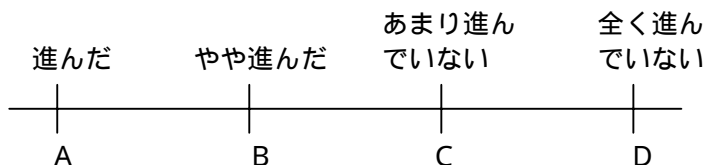
<関連する個別計画>
八王子市産業振興マスタープラン

施策の実施状況

男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 27 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 28 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 29 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

進捗状況



就業援助

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.66 雇用機会の拡大による女性の就業機会の拡充	5	パートバンク事業、八王子しごと情報館でパートからフルタイムまですべての求職者に対し、職業紹介・相談を実施した。 17年度より土曜の開所を行い、求職活動を行いやすくした。前年度比較の来所者数は減少しているが、サービス面では、向上したといえる。来場者数は延 50,247 名。	A	産業政策課
No.67 就業援助のための講座の開催と情報提供	5,6	女性を対象とした再就職講座「ワード・エクセル基本操作の習得」を開催し、就職に有益な技術を習得した。託児を付け、子どもが若い女性も参加しやすいよう配慮した。 自分の適性を知り、現実を踏まえた人生設計による再就職対策と、労働者としての働く権利を知る「より輝くあなたに！女性のための再就職セミナー」講座を開催し、仕事と家庭の両立を支援した。 受講したことで、就労に結びついた事例があるなど、就業につながった。 また、技術の習得だけでなく、就職についての自分の適性を知ることにより、就労について具体的に考える機会を提供した。	A	男女共同参画課
		労政基本事業として、正しい労働契約などの知識を習得させ、就職を側面から支援するため、労働セミナーを開催するとともに、東京都労働相談情報センターと共催で、女性のための労働法講座や非正規型雇用の労働法講座を開催した。(市主催セミナー62名参加)	A	産業政策課
		「はじめて学ぶパソコン～ワード講習会～」ほか2講座開催した。講座開催数は減。(パソコン講座開催数39回)	C	学習支援課
No.68 八王子しごと情報館での情報の提供	5	八王子しごと情報館で、すべての求職者に対し職業紹介・相談を実施した。 また、市内出張しパート相談会を実施した。17年度より土曜の開所を行い、求職活動を行いやすくした。 前年度比較の来所者数は減少しているが、サービス面では、向上したといえる。来場者数は延べ 50,247 名。	A	産業政策課
No.69 高齢女性就業のためのシルバー人材センターの活用	5	シルバー人材センター運営助成事業として、シルバー人材センターの援助・指導を推進しながら、高齢者の就業機会の拡充と生きがいの場の拡大に努め会員数も増加した。	B	高齢者支援課
No.70 母子家庭の就労相談	5	都の母子自立支援・婦人相談員を通して、就業への助言、職業安定所への案内を実施したが、具体的な就労相談が難しく相談件数は73件。	C	生活福祉課

起業援助

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.71 女性の起業への援助	5	女性・中高年事業創出支援利子補給金事業として、国民生活金融公庫の貸付制度である「女性、若者/シニア企業化資金」の利用者に対し、利子の補助を行い側面支援することで、雇用の促進や産業振興を図る。 平成17年度の制度の利用実績は1件だが、女性の利用はない。	C	産業政策課

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
B	就業支援のための取り組みが着実に進められた。

今後の課題

他機関や企業との連携を充分に図ることによって、正確な情報提供や就業へ確実につながる支援を取り組むことができる。

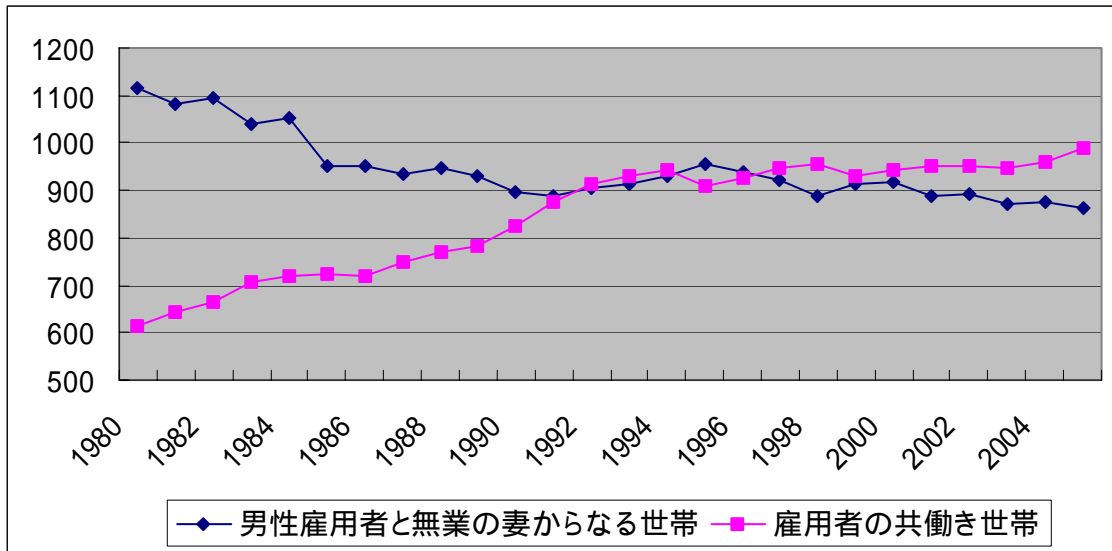
また、労働に関する法や制度の改正、国の取り組みについても積極的に情報提供を図る必要がある。

参 考

*****共働き等世帯数の推移*****

*夫婦ともに雇用者の共働き世帯は年々増加し、1997年以降は共働きの世帯数が男性雇用者と無業の妻からなる片働き世帯数を上回っている。

(単位：万世帯)



内閣府 平成 18 年版「男女共同参画白書」から作成。

課題説明

現状
 自分の能力を発揮して働くという選択をする女性が増えているほか、経済や雇用状況の変化の中、男女が共に家計や経済を支えることが必要な状況にある。また、男性は長時間労働が続き、育児・介護休暇の取得が進んでいない。

目指す方向
 男女が、ともに仕事と家庭を両立できるよう、労働形態の多様化による保育ニーズに対応し、育児・介護休業などの制度の普及を図る。

プラン体系

主要課題 3
男女が共にいきいきと働ける就労環境の形成

(2) 家庭と仕事を持つ男女のための社会的支援の充実と普及

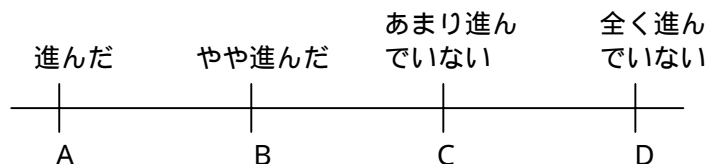
<p>施策</p> <p>25 保育・介護の充実</p> <p>26 育児・介護に関する制度の普及</p>	<p><「ゆめおりプラン」との関連></p> <p>NO.13 子どもの健全育成</p> <p>NO.15 高齢者支援</p> <p>NO.16 社会保障</p> <p><関連する個別計画></p> <p>・次世代育成支援行動計画</p>
--	---

施策の実施状況

男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 30 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 31 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 32 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

進捗状況



保育・介護の充実

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.72 保育所等の受入れ体制の充実	8	<p>需要の増大が見込まれる地域への民間保育園の新設及び増設などの施設整備を促進し、受入体制の充実を図るとともに、都が設置を認証した認証保育所への補助事業及び家庭福祉員への保育の委託事業を実施。</p> <p>保育園は、分園1園の設置及び1園の増改築により54名の定員増を行った。</p> <p>また、1保育室が認証保育所となるなど保育所等への受入児童が増加した。</p> <p>更に、18年度に向けて家庭福祉員を増加するための資格研修を実施した。</p>	B	子育て支援課
No.73 延長保育、一時保育、病後児保育の充実	8	<p>認可保育園で通常の11時間開所を更に延長して保育を実施。</p> <p>また、就労、入院等の保護者の一時的な事由で保育を必要とする子どもを保育する一時保育を実施。</p> <p>病後児保育は、病気の回復期にあるが、まだ、保育所等で受け入れできない小学校2年までの子どもを預かるもの。</p> <p>延長保育及び一時保育の実施園並びに病後児保育室の実施施設を拡大し、利用実績も伸びた。</p>	B	子育て支援課
No.74 ファミリーサポートセンターの充実	8	<p>既存の保育サービスでは対応が難しい緊急の用事などに伴う一時的な保育ニーズに対し、地域の中で育児を相互的に援助し、もって仕事と育児の両立を支援する。(活動数10,056件)</p>	B	子育て支援課
No.75 ショートステイ、トワイライトステイの充実	8	<p>ショートステイ事業として、保護者の疾病その他の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、短期的に宿泊型一時保育することで子育て家庭を支援、新たに母子生活支援施設1ヶ所と養育協力家庭9ヶ所において事業を始め、利用定員を増やし、利用年齢枠も拡大した。</p> <p>トワイライトステイ事業として、保護者の帰宅が仕事その他の理由により、恒常的に夜間にわたるため、児童の生活に支障が生じている場合に、当該児童を「こどものうち八栄寮」又は「リフレこのえ」に通所させ夜10時まで夜間一時保育することで子育て家庭の負担を軽減した。</p>	A	子ども家庭支援センター
No.76 学童保育所の充実	8	<p>就労などの理由により、学校の放課後に子どもの監護に欠ける場合に保育を行うものである。</p> <p>平成13年度より「一小学校区一学童保育所」の整備と民設の自主学童クラブの公設化を進めているが、年度当初計画4箇所について、すべて予定どおり新規開設を達成できた。</p>	A	児童青少年課

No.77 介護サービス相談の充実	8	介護保険サービスなどの利用者及び家族からの不平・不満・苦情申立ての窓口となり、施設職員や行政機関とは一定の距離をおいた立場で、利用者等を直接訪問し相談に応じ、事情聴取や調査を行い不満等の解消を図り、行政等に助言・勧告を行うオンブズマンとは異なる相談事業を実施し、市民の権利・利益等を擁護するが、それによりサービス内容や自立支援の充実につながり、結果として男女を問わず労働分野への参画を促進した。 介護サービス訪問ふれあい員活動状況 1,850 件。	B	高齢者 相談課
----------------------	---	---	---	------------

育児・介護に関する制度の普及

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.78 育児休業及び介護休業制度の普及の啓発	8,3	平成17年度から保健センターで母子手帳申請者に配布する「親と子の保健バッグ」に男性の育児休業取得促進パンフレットを同封し、男性に対しての育児休業取得促進の啓発を行った。	B	男女共同 参画課
		労政基本事業として、育児・介護休業法の一部改正法、厚生労働省作成のパンフレットを配布するとともに、ホームページでPRした。	B	産業 政策課
No.79 介護保険についての知識の普及	8	出前講座「介護保険てなに？」開催や、介護保険パンフレット・介護保険活用読本の継続配付による制度、利用方法の周知を行うとともに、介護保険制度改正市民説明会を実施した。	B	介護サ ービス課

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
B	保育所等での各種保育事業の充実が図られた。また、学童保育所は一小学校一学童保育所に向け計画どおり新規開設されるなど、着実に制度整備が進んでいる。

今後の課題

保育事業の充実については、保育定員枠の拡大や新規事業実施園の拡大など、利用しやすさに配慮したサービスの充実が求められる。

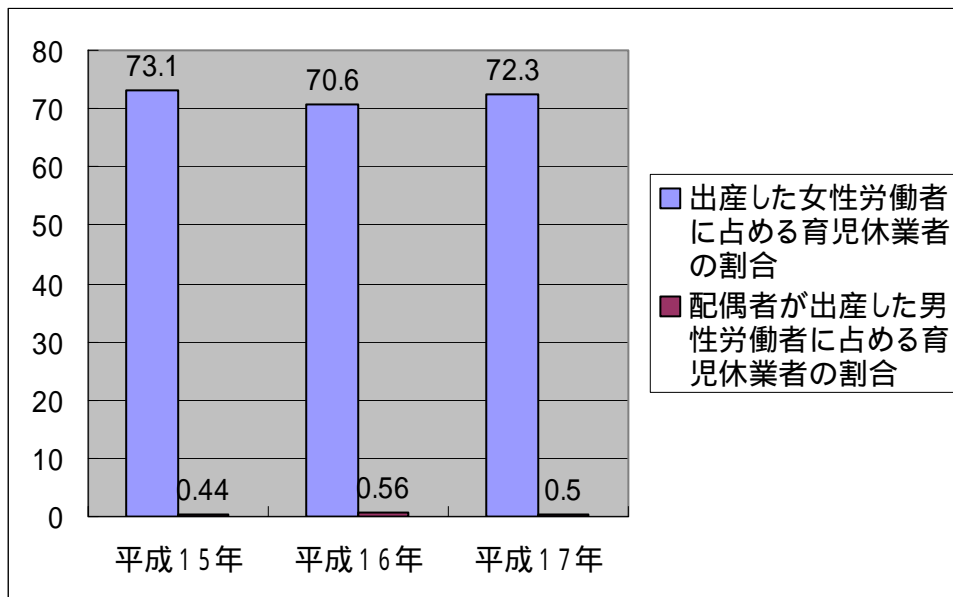
また、介護を要する高齢者への施策については、平成18年度に介護保険制度の大幅な見直しがされ、新たなサービス提供を取り組むなかで、積極的に行っていくことが必要である。

参 考

*****男女別育児休業取得者の割合*****

- * 女性労働者の育児休業取得率は、70%を超えるが、男性労働者の育児休業取得率は0.5%前後となっている。

(単位：%)



厚生労働省 平成15年度～17年度「女性雇用管理基本調査」から作成。

課題説明

現状
 パートタイム労働や派遣など、多様な働き方が広がるなか、育児・介護休業などの法律の整備は進んでいるが、女性労働者を取り巻く環境は必ずしも十分ではなく、働きつづけることが依然として困難な状況にある。

目指す方向
 男女が性により差別されることなく働き続けることができるよう、職場の差別的慣行・慣習の是正等の啓発や関係法規・制度の周知の促進を行う。

プラン体系

主要課題 3
男女が共にいきいきと働ける就労環境の形成

(3) 働き続けるための環境の整備

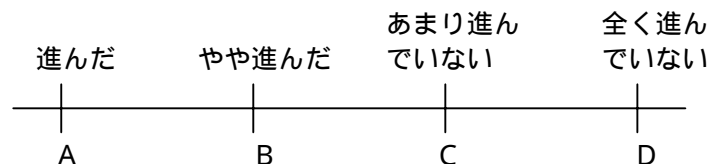
<p>施策</p> <p>27 平等な雇用のための制度普及</p> <p>28 環境の整備</p>	<p><「ゆめおりプラン」との関連></p> <p>NO.33 体制づくりと人材育成</p>
--	--

施策の実施状況

男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 33 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 34 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 35 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

進捗状況



平等な雇用のための制度普及

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.80 労働セミナーなどによる労働関係法規等の周知・啓発	7	「労働講座（全2回）」を開催（東京都労働相談情報センターと共催）し、雇用機会均等法の改正のポイントや問題点等を考え、男女が健康的で、等しく働きつづけるためにはどのようにすれば良いのかを、男女雇用機会均等法や労働基準法などを通して学んだ。 女性をはじめ、これから就職する男女等幅広い市民を対象に、法律や制度を考える機会が提供できた。（参加59名）	A	男女共同参画課
		労政基本事業として、労働法セミナーを開催した。また、東京都労働相談情報センターと共催で女性のための労働法講座や非正規雇用の労働法講座を開催した。（セミナー参加62名）	A	産業政策課
No.81 職場におけるセクシュアルハラスメント、差別的慣行防止のための周知・啓発	7	職場におけるセクシュアルハラスメントや差別的慣行防止のための周知・啓発は、実施できなかった。	D	男女共同参画課
		労政基本事業として、相談窓口を案内するとともに、労働法セミナーや東京都労働相談情報センターと共催した女性のための労働法講座のなかで男女平等を取り上げ、周知・啓発した。	A	産業政策課
No.82 母性保護に関する周知・啓発	7,9	改正育児介護休業法などを中心に、女性を取りまく労働法の基礎をわかりやすく説明する労働セミナー「これからどうなる？女性のワーク&ライフバランス」を開催し、女性が働きつづけるために必要な知識の提供を行った。（東京都労働相談情報センターとの共催事業・参加54名）	B	男女共同参画課
No.83 働きやすい労働環境のための啓発	7	女性を取りまく労働法の基礎を学ぶ労働セミナーや雇用機会均等法の改正のポイント・問題点等を考える労働講座を開催した。 女性をはじめ、これから就職する男女等幅広い市民を対象に、働く上で必要な法律や制度を考える機会が提供できた。	A	男女共同参画課
		労政基本事業として、労働法セミナーを開催した。また、東京都労働相談情報センターと共催で女性のための労働法講座や非正規雇用の労働法講座を開催した。（セミナー参加62名）	B	産業政策課

環境の整備

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.84 働く女性のネットワークづくり支援	4,2,5	17年度から資格取得や昇格試験を受験するなど、レベルアップを目指す女性のために、毎週日曜日に学習スペース（男女共同参画センターの有効利用）の提供を行った。	B	男女共同参画課
No.85 男女平等の視点での優良企業の評価の検討	7	男女平等の視点での優良企業の評価検討には取り組めなかった。	D	男女共同参画課

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
B	周知・啓発のための講座等の事業は着実に実施された。

今後の課題

市民への周知・啓発の事業は展開されているが、企業等への働きかけについては他機関との共催や連携が必要である。また、企業への働きかけについては、複数年度にわたる長期的な事業実施や調査による働きかけをはじめ、その手段については工夫し実施することが必要である。

課題説明

現状
 高齢社会の中、高齢単身者の 8 割が女性である。また、ひとり親家庭も増加しており、経済的に格差が生じがちな女性世帯が自立し、安定した生活ができるような環境づくりが求められている。

目指す方向
 単身高齢者やひとり親家庭が、安心して自立した生活が送れるような支援の推進を行う。

プラン体系

主要課題 4
健康で安定した生活基盤の確立

(1) 生活の安定と自立の促進

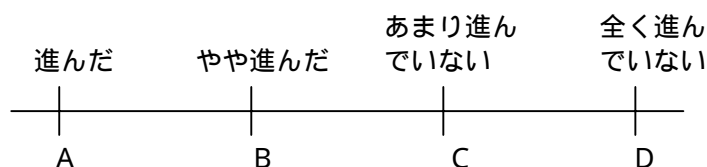
<p>施策</p> <p>29 高齢者への支援</p> <p>30 ひとり親家庭の生活の安定と自立への支援</p> <p>31 福祉に関する相談の充実</p>	<p><「ゆめおりプラン」との関連></p> <p>NO.12 暮らしの相談・支援</p> <p>NO.13 子どもの健全育成</p> <p>NO.15 高齢者支援</p> <p>NO.16 社会保障</p> <p><関連する個別計画></p>
--	--

施策の実施状況

男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 36 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 37 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 38 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

進捗状況



高齢者への支援

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.86 高齢者世帯の公営住宅入居の支援と優遇	5	高齢者が住み慣れた地域で安定した生活が送れるよう配慮した高齢者集合住宅を建築し、LSA*5またはワーデン*6を設置することにより、入居者が安心して生活が送れるように日常生活の援助を行う。(設置戸数161戸) 17年4月、都営長房団地に20戸設置。	B	高齢者支援課
		公営住宅における単身高齢者世帯の入居枠の確保を図った。 都営住宅の単身者向けの割当は少なかった。	C	住宅対策課
No.87 高齢者世帯への住宅の確保支援	5	市としての制度はないが、住宅確保に向けての情報提供につとめた。	C	高齢者支援課
No.88 生活の自立支援のための学習の場の提供	5	概ね60歳以上の男性を対象とした、家庭料理の講座を開催した。(基礎4回、応用4回) 料理のほか、生活に役立つ「元気生活豆知識」講座も行った。 また、講座終了後も有志により、自主グループの活動が行われている。	B	男女共同参画課
		在宅介護支援センターで、家族介護教室、転倒予防教室、認知症予防教室を開催し、意識作りを進めると共に知識や技術の向上を図った。 開催回数及び参加者は増加。(開催回数407回、参加人員7,503名)	B	高齢者支援課
		「住まいのお手入れ教室」をはじめ、高齢者向け講座数を拡充し開催した。(19講座・94回開催)	B	学習支援課

*5・6は、69ページの用語の解説に説明があります。

ひとり親家庭の生活の安定と自立への支援

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.89 児童育成手当の支給	5	18歳未満の児童を養育するひとり親家庭に対し手当を支給し、家庭生活の安定と児童の健全育成を図った。(児童1人当たり月額13,500円) 給者数父子世帯319人、母子世帯5,326人。増加する申請者へ手当を支給し、経済的な自立支援が図られた。	B	子育て支援課
No.90 ひとり親家庭等への医療費の助成	5	健康保険による診療を受けた際、医療機関の窓口で支払うべき自己負担分(一部負担金を除く)を助成し、ひとり親家庭の福祉の増進を図った。 助成人数8,097人。増加する申請者等へ医療助成を行い、経済的な自立支援が図られた。	B	子育て支援課
No.91 ひとり親家庭へのホームヘルパー派遣	5	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対し、一定期間ホームヘルパーを派遣して日常生活の世話等必要なサービスを提供。 実派遣数59世帯。申請者の増加に対応した。	B	子育て支援課
No.92 母子生活支援施設での自立支援の充実	5	監護する児童の福祉に欠ける場合に、保護者とともに施設に保護し、その生活を支援し自立の促進を図り、また、配偶者のDVからの逃避や居所の確保が必要となる母子に対する支援も行った。	B	子育て支援課
No.93 母子・女性福祉資金の貸付による経済的自立の促進	5	児童の就学等、母子家庭等が経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金の貸し付けを行い、経済的な自立の支援を行った。 貸付件数223件。	B	子育て支援課
No.94 母子世帯の公営住宅入居の優遇	5	公営住宅入居において、ひとり親世帯の優遇を行った。 市営住宅148名、都営住宅地元割当119名。 市営住宅の募集は年2回行い、機会を増やしている。	B	住宅対策課
No.95 技能習得などによる経済的自立の促進	5	再就職を目指す女性を対象としたパソコン講座を開催し、就職に有益な技術の習得を図った。 また、託児を付け、子どもが幼い女性も参加しやすいよう配慮した自習ができる環境を整えた。	A	男女共同参画課
		ひとり親家庭の保護者を対象にパソコン講習会を開催し、技能習得の機会を提供して、就業・就労を支援した。	B	子育て支援課
		「はじめて学ぶパソコン～ワード講習会～」ほか2講座を開催した。	C	学習支援課

福祉に関する相談の充実

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.96 ひとり親家庭の相談の充実	5	児童の養育、就労、家庭生活や経済的事情などに関する相談に対し、個々の実情に応じた情報提供や指導を行い自立を支援した。(延件数 1,646 件)	B	子育て支援課
No.97 女性福祉相談の充実	5	東京都女性相談センターと緊密な連携を取りながら、緊急の保護や自立の援助が必要な女性のための相談を行った。 また、男女共同参画センターの女性のための相談と連携を図った。相談実人員 576 名。	B	生活福祉課
No.98 高齢者相談の充実	5	介護保険を始め高齢者の一般福祉施策に対する申請・相談窓口対応を一体的に行い、市民の利便と効率を図った。 更に、保健・福祉の専門的な知識を有する職員を配置し、市民から信頼される高齢者窓口としての充実を図った。(相談件数 15,054 件) また、認知症などで本人による契約行為や財産管理などを行うことができない方の権利や財産を守るため、成年後見制度についての相談を受けるとともに、申立親族等がない方について、市長申立てを行った。	B	高齢者相談課
		市内 12ヶ所の在宅介護支援センターにおいて、高齢者に関するあらゆる相談に対応し、平成 17 年 4 月、在宅介護支援センター長房の開設に伴い窓口を増設した。(相談件数 11,269 件)	B	高齢者支援課
		高齢者及び家族が抱える生活、身の上などの各種の悩み事に対する相談を行った。(生活相談 7 件)	C	大横福祉センター
		市民の日常生活全般にわたる不安、悩み、制度の利用等に対する相談を実施した。(相談件数 17 件)	C	東浅川保健福祉センター
		高齢者の日常生活全般にわたる不安、悩み、制度の活用等に対する相談を実施。(相談件数 2 件)	C	南大沢保健福祉センター
No.99 介護相談の充実	5	介護保険を始め高齢者の一般福祉施策に対する申請・相談窓口対応を一体的に行い、市民の利便と効率を図った。 更に、保健・福祉の専門的な知識を有する職員を配置し、市民から信頼される高齢者窓口としての充実を図った。(相談件数 15,054 件)	B	高齢者相談課
		市内 12 箇所の在宅介護支援センターにおいて、高齢者に関するあらゆる相談に対応した。 平成 17 年 4 月、在宅介護支援センター長房の開設に伴い窓口を増設している。(相談件数 11,269 件)	B	高齢者支援課

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
B	<p>ひとり親家庭の支援については、申請者の増加に対応して必要なサービス提供が継続されている。</p> <p>また、高齢者施策への対応については事業が着実に継続され、住宅や相談窓口の増設が図られた。</p> <p>なお、介護サービスの利用契約等が困難な高齢者やその家族のために、成年後見制度活用への対応を一体的にしている。</p> <p>さらに、女性福祉の相談では、緊急保護・自立援助について関係所管との連携が図られた。</p>

今後の課題

高齢者が住み慣れた地域で安定した生活が送れるよう、福祉・介護サービス事業のほか、地域での様々な支援の取り組みなど工夫が必要である。

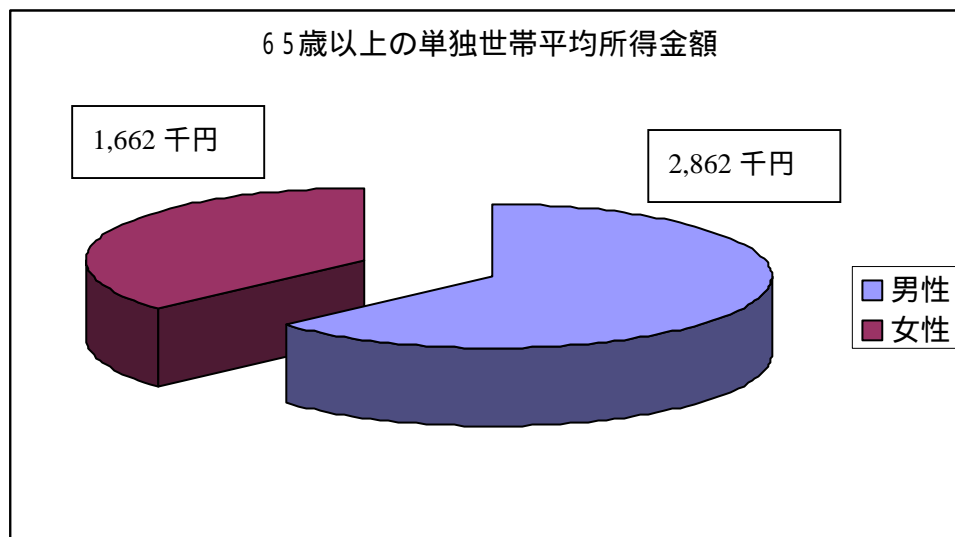
また、高齢者相談については、多様な相談にきめ細かな対応ができるよう、新しい介護保険事業での取り組みや関係各機関等との連携・協力が必要である。

女性福祉相談については、相談者が将来的に自立するための体制づくりが不可欠であり、そのためには広範囲な関係機関等の連携推進がさらに求められる。

参 考

***** 高齢者単独世帯の家計*****

* 65歳以上の単独世帯平均所得金額では、女性は男性の58%と低い。



(単位:千円・%)

	世帯の種類	総所得	稼働所得	公的年金・恩給	その他
金額	単独世帯平均	1,913	307	1,278	328
	女性	1,662	178	1,189	295
	男性	2,862	793	1,614	457
	女/男	58	22	74	65

資料出所 独立行政法人国立女性教育会館「男女共同参画統計ハンドブック 2006」から作成

課題説明

現状
 女性の社会参加が進んでいるなか、依然として高齢者などの介護の多くを女性が担っているほか、核家族化や長時間労働により、母親が子育てを一人で背負っている状況にある。

目指す方向
 男女がともに育児や介護を担い、社会全体で支援していくために、体制の整備や支援内容の充実を図る。

プラン体系

主要課題4
健康で安定した生活基盤の確立

(2) 介護・育児のための支援体制の充実

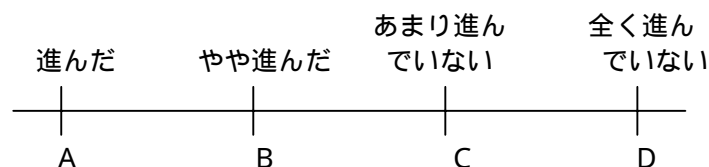
<p>施策</p> <p>32 介護支援のための体制の整備</p> <p>33 介護サービス等の充実</p> <p>34 子育て支援体制の充実</p>	<p><「ゆめおりプラン」との関連></p> <p>NO.13 子どもの健全育成</p> <p>NO.15 高齢者支援</p> <p>NO.16 社会保障</p> <p><関連する個別計画></p> <p>ゆめおりプラン推進協議会</p>
--	---

施策の実施状況

男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 39 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 40 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 41 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

進捗状況



介護支援体制の充実

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.100 介護保険制度についての周知	11, 3	出前講座「介護保険てなに？」の開催や、介護保険パンフレット・介護保険活用読本の継続配付により、制度、利用方法を周知した。 出前講座22回実施し、制度改正の周知を図った。参加者数680名。 介護保険制度の利用者数は毎年増加している。	B	介護サービス課
No.101 在宅介護支援体制の充実	11, 3	市内12箇所の在宅介護支援センターにおいて、高齢者に関するあらゆる相談に対応し、予防教室等も開催した。 平成17年4月に在宅介護支援センター長房を開設し相談窓口を増設している。	B	高齢者支援課
No.102 性別によらない介護の意識づくりと情報の提供	11, 3	介護準備講座「夫婦で老後の迎え方を考える」を開催し、介護に備えて、夫婦の関係について考えるとともに、介護事例を通じて、介護者と被介護者の信頼関係関係の重要性を学び、家庭での実践に役立てた。	B	男女共同参画課
		在宅介護支援センターにおいて、家族介護教室、転倒予防教室、認知症予防教室を開催し、意識作りを進めると共に知識や技術の向上を図った。	B	高齢者支援課

介護サービス等の充実

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.103 ショートステイ、緊急一時保護の実施	11	介護保険が認定されていない高齢者を市内の老人ホームに一時入所し、体調調整・生活習慣の指導・家族の慰労等を行った。4施設で実施。利用者負担は1日2,080円。(生活保護者に対する減免あり) また、緊急一時保護は、虐待、災害等により行き先のない高齢者等を一時的に保護する。ショートステイの利用者実績は減少した。(8名、89日)	C	高齢者支援課
No.104 介護従事者の育成	11	多様化するニーズに対応したホームヘルプサービスを提供するため、必要な知識技術を有する訪問介護員(2級課程)の養成及び2級取得者の資質向上を図る研修を行った。(受講者数は、養成研修40人、資質向上研修17人)	C	高齢者相談課
		介護サービス従事者(介護支援専門員、訪問介護員、その他施設職員)を対象に資質向上を目的とした研修会を実施した。(実施回数2回、参加者数375人)	B	介護サービス課
No.105 介護保険対象外のサービスの充実	11	日常生活の動作に困難があるおおむね65歳以上の高齢者で、その者の居住する住宅の改修費用を給付し、在宅生活の質を確保した。 予防給付8件、浴槽改修113件、流し・洗面台の交換10件、便器の交換19件。 また、火災安全システム事業を継続し、防災面での取組みも行った。	B	高齢者支援課

No.106 介護予防、自立支援のための機能訓練等の実施	11	在宅介護支援センターにおいて、家族介護教室、転倒予防教室、認知症予防教室を開催し、意識作りを進めると共に知識や技術の向上を図った。開催回数・参加者は増加した。(407回、7,503名)	B	高齢者支援課
		八王子市心身障害者福祉センターにて機能回復訓練を実施。身体障害者の四肢体幹機能の回復と残存する機能の維持を、理学療法士が専門的に指導訓練した。 登録者数・述べ人数共に横ばいで、訓練も継続者の利用がほとんどであり進んでいない。	C	障害者福祉課
		介護保険認定非該当の40歳以上の市民を対象に、疾病・加齢などで身体機能が低下している方に、機能訓練を実施した。 介護保険制度の定着により、介護保険を利用する人が増えており、利用者は減となっている。	C	大横福祉センター
		介護保険認定非該当の40歳以上の市民を対象に、日常生活の活動の拡大と機能低下予防のための機能訓練を実施した。 また、新規事業として介護予防事業「高齢者筋力向上トレーニング教室」を実施した。	A	東浅川保健福祉センター
		介護保険認定非該当の40歳以上の市民を対象に、日常生活の活動の拡大と機能低下予防のための機能訓練を実施した。 病態別訓練と自主グループ訓練の開始により、訓練利用者の増加がみられた。	B	南大沢保健福祉センター

子育て支援体制の充実

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.107 子ども家庭支援センターを核とした地域子育て支援・相談体制の整備	11	平成17年10月、地域子ども家庭支援センター元八王子、地域子ども家庭支援センター南大沢を開設し、4施設体制となった。(相談件数12,379件) また、子ども家庭支援センターでは「八王子市子ども家庭支援ネットワーク会議」を開催し関係機関との連携強化を図り、また各地域子ども家庭支援センターでは、「地域ブロック子ども家庭支援ネットワーク会」を開き、地域での子育て支援体制の確立を目指している。	A	子ども家庭支援センター
No.108 一時保育の充実	11	就労、入院等の保護者の一時的な事由で保育を必要とする子どもを保育する、一時保育を実施した。(9園で実施) 一時保育の実施園の増を図り、利用者のニーズに対応した。	B	子育て支援課
No.109 児童虐待防止のための体制整備	11	八王子市の子どもと家庭に関わる機関の連携を目指し「八王子市子ども家庭支援ネットワーク会議」を開催し、その中で、平成17年度は「児童虐待防止」について広く市民に周知するために、市民向けのリーフレットを作成し配布した。(リーフレット作成部数230,000部) また、その過程で各機関との連携強化も図った。	A	子ども家庭支援センター

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
B	子ども家庭支援センター開設による体制整備で、相談の充実や関係機関との連携強化など、子ども施策の充実が図られた。

今後の課題

平成18年度から介護保険制度の大幅な見直しがされているため、制度改正による様々な取り組みのなかで施策推進を積極的に図っていく必要がある。また、男女に関わりなく、高齢者福祉・介護に携わる意識づくりが求められる。

子ども施策については、次世代育成支援対策推進法による行動計画と連動しつつ、推進を図っていくことが必要である。

課題説明

現状
 女性は、妊娠・出産に関わる特有の機能が備わっており、身体機能に応じた健康管理が必要であるが、定期的な健康診断を受ける機会が少ない。

目指す方向
 思春期・更年期など女性の一生を通して、心身ともに健康な生活が送れるよう、相談や啓発による支援の充実を図る。

プラン体系

主要課題4
 健康で安定した生活基盤の確立

(3) 生涯を通じた健康づくり

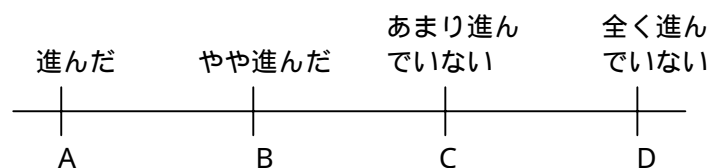
<p>施策</p> <p>35 妊娠・出産、性に関わる健康に関する啓発と相談</p> <p>36 疾病予防と健康づくりの充実</p>	<p><「ゆめおりプラン」との関連></p> <p>NO.12 暮らしの相談・応援</p> <p>NO.17 健康の維持・増進</p>
---	---

施策の実施状況

男女共同参画の視点

- 1 男女の差別なく、人権尊重されることが期待できる。
- 2 自分の生き方を自分で決めることができる。
- 3 性別役割分担意識にとらわれない選択が期待される。
- 4 あらゆる分野で、男性も女性も参画することが期待される。
- 5 男女がそれぞれ経済的、社会的に自立が期待できる。
- 6 性別に関係なく、個人がその個性・能力に応じた学習機会を提供できる。
- 7 企業・経営者の男女平等意識の向上が期待される。
- 8 仕事と育児の両立支援のための環境を整えることにより、男女を問わず、労働分野への参画を促進することができる。
- 42 生涯を通じた女性の健康支援が期待できる
- 43 国際理解を通じて、男女共同参画についての啓発が期待される。
- 44 育児・介護などを地域で支援することにより、慣習等によって女性に偏ってきた負担の軽減が期待できる。

進捗状況



妊娠・出産、性に関わる健康に関する啓発と相談

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.110 性に関わる健康に関する 情報提供と意識啓発	9	保健センターとの共催により、子育て講座「安心してね。そばにいるよ」を開催し、第2子以降の出産を控えた妊婦に対し、相談や仲間づくりの場を提供し、安心して妊娠、出産、子育てがむかえられるよう支援した。(参加22名) 「妊婦さんのためのリラクゼーション講座」を開催し、妊娠中に女性の身体にかかる負担や、様々な不安・ストレス等を軽減する方法を習得した。	B	男女共同 参画課
No.111 母子の保健に関する情報 提供と相談の実施	9	月1回実施している「女性のための保健相談」では、妊娠・出産・更年期などの女性特有の不安に対しての相談を受けている。(17年度10件) また、妊婦を対象としたリラクゼーションのための講座を開催した。	B	男女共同 参画課
		妊娠届時に「親と子の保健バッグ」の配布や各種健康診査、健康教育、相談、家庭訪問等を通じて母性に関する相談や知識の普及啓発、情報提供を行う。 出産早期より必要なケースへの情報提供が出来るよう、出産後の母子の把握に努め、継続した支援を行う。	B	保健 センター
No.112 女性のライフサイクルに 応じた健康相談	9	「女性のための保健相談」を男女共同参画センターにて毎月1回実施、妊娠・出産・更年期などのライフサイクルに応じた健康相談を行った。	B	保健 センター
No.113 母親学級等の充実	9	「こんにちは赤ちゃん」(母親学級)及びパパママクラス(両親学級)初産婦やその家族(父親等)を対象に妊娠、出産の経過、産後の体の変化及び家族計画に関する知識の普及や指導行なった。 また、経産婦を対象とした講座として、第2子以降を妊娠・出産した方を対象に夫婦で子育てしていくことの大切さについて、またきょうだい関係についての子育てセミナーを実施した。	B	保健 センター

疾病予防と健康づくりの充実

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.114 基本健康診査及びがん検 診の充実	9	老人保健法に基づき、生活習慣病を予防する一つとして、これらの疾患を早期に発見し、治療に結びつけるための各種検診を実施した。(基本健康診査、肺がん、大腸がん検診、乳がん検診、子宮がん検診等)各種検診受診者の延べ人数は、120,955名。 男性と女性の受診比率は、圧倒的に女性が男性を上回る。女性受診者数は前年に比べ2,185名増加した。	B	地域医療 推進課
No.115 健康教育、健康相談の充 実	9	女性が、自分自身の健康に関心を深めるよう生活習慣病、骨粗しょう症、食生活、歯科保健などの健康教育、相談を実施した。(17年度16回)	B	保健 センター

No.116 心の相談の充実	9	専門カウンセラーが、電話・面談により様々な心の悩みを抱えている人の相談に応じ、相談者も増加した。（相談者数 1,073 名）	B	暮らしの安全安心課
-------------------	---	--	---	-----------

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
B	男女共同参画センターと保健センターで連携し、講座の開催や相談を行うなど、女性が健康に関わる取り組みが図られた。

今後の課題

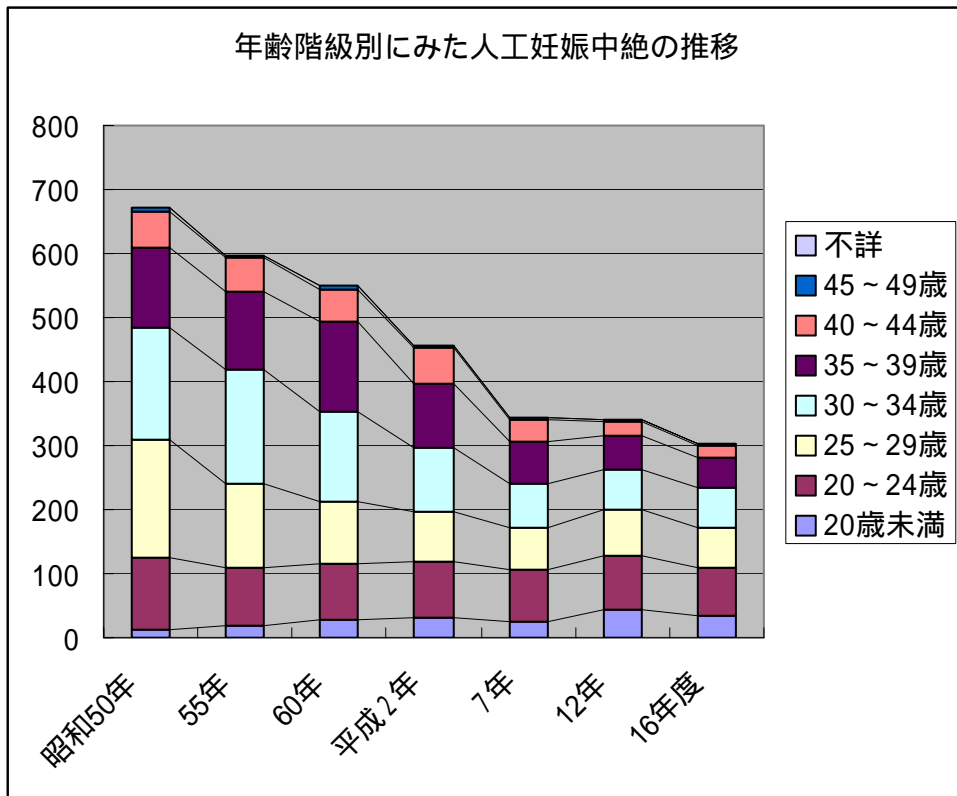
保健事業へ施策を積極的に取り込むしくみづくりが必要。特に両親学級など、男性参加率の高い事業を啓発の機会ととらえ、共催などの検討が必要。

参 考

*****年齢階級別にみた人工妊娠中絶の推移*****

* 人工妊娠中絶件数・人工妊娠中絶実施率（15歳以上50歳未満女子人口千対）の昭和50年から平成16年までの動向をみると、総数では件数、実施率ともに総じて減少傾向にある。しかし、20歳未満の件数は昭和55年の約1.8倍となっており、若年層の全体に占める比重が以前より増加している。

（単位：千件）



内閣府 平成18年版「男女共同参画白書」から作成。

課題説明

現状

男女共同参画センターを開設し、男女共同参画施策の推進拠点ができ
た。また、「男女がともに生きるまち八王子」を改定し、庁内への推進
を図っている。

目指す方向

施策推進のため、庁内の連携及びプランの進行管理を進める。さらに、
計画を効果的に進めるため、市民との連携や国・東京都・他区市町村と
の連携の促進を図る。

プラン体系

主要課題 5

計画の推進

(1) 推進体制の整備

施策

- 37 庁内推進体制の強化
- 38 市民との連携の推進
- 39 施策の推進
- 40 国・東京都・他区市町村等との連携強化

<「ゆめおりプラン」との関連>
NO.10 人とひととの支え合い

庁内推進体制の強化

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.117 男女が共に生きるまち八王子プラン推進会議の運営	-	推進会議幹事会を開催し「男女が共に生きるまち八王子プラン」の平成16年度進捗状況の点検を依頼し、各所管課が事業評価を行った。	B	男女共同参画課
No.118 男女が共に生きるまち八王子プランの進行管理の強化	-	各事業所管課が「男女が共に生きるまち八王子プラン」の進捗状況を自己点検し、第三者による評価を行い、また市民にその結果を公表するなど進行管理の仕組みづくりを行った。	A	男女共同参画課

市民との連携の推進

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.119 男女共同参画について活動する団体との連携の促進	-	各団体からプランナーズ委員を選任し、講座の企画や運営を協働し、登録団体への情報提供を行った。	B	男女共同参画課
No.120 男女共同参画センター運営協議会（仮称）の設置	-	平成16年度に男女共同参画施策推進委員会を設置し、八王子市における男女共同参画施策推進について協議するとともに、八王子市男女共同参画センターの事業・運営について市民等の意見を反映させている。	A	男女共同参画課

施策の推進

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.121 男女平等・男女共同参画についての調査、研究	-	市内の公立・私立の保育園に通園している家庭にアンケート調査を行い、仕事と家事・育児の両立についての意識や生活実態を把握するとともに、男女間における意識や生活実態の差についても調査した。	B	男女共同参画課
No.122 条例の制定についての検討	-	条例の制定について、他自治体の状況についての情報を収集した。	C	男女共同参画課

国・東京都・他区市町村等との連携強化

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.123 国・東京都との連携	-	内閣府男女共同参画局へ講師派遣を依頼し、市職員に対する男女共同参画講演会（研修）を実施した。また、東京都労働相談情報センター八王子事務所と共催し「男女雇用平等セミナー」他2講座を開催した。	B	男女共同参画課
No.124 区市等関係団体との連携	-	市町村男女平等施策担当者連絡会に出席、他自治体職員と男女共同参画施策について情報交換を行った。また、市町村男女平等施策担当課長会設置の働きかけを行い、平成17年7月に設置された。	A	男女共同参画課

課題の進捗状況

進捗度	評価の理由
B	施策推進のために確立したしくみが機能し、取り組みが継続して展開されている。

今後の課題

プランの推進にあたって、外部評価を取り入れた評価のシステムの構築、目標・指標づくりが必要である。また、庁内の施策推進のために、施策推進委員会と連携する機能も必要である。

なお、国や東京都、近隣自治体と連携して、DV被害者支援などについて、広域的に取り組む仕組みづくり急がれる。

課題説明

現状
 施策の推進にあたっては、各種の法律や制度などの充実が欠かせない状況にある。
 目指す方向
 広域的に展開したほうが効果的な施策、国や東京都が率先して取り組むべき課題について、要望を行う。

プラン体系

主要課題 5
計画の推進

(2) 国・東京都への要望

<p>施策 41 国や東京都への要望</p>	<p><「ゆめおりプラン」との関連> No.10 人とひととの支え合い</p>
---	--

国・東京都への要望

事業名	視点	17年度事業実績	進捗度	所管課
No.125 国や東京都への要望	-	平成18年度東京都予算編成にあたり、引き続きDVにおける既存民間シェルターへの制度充実と新たにシェルター運営に必要な補助制度創設について要望を行った。 また、東京都の配偶者暴力対策基本計画策定にたいし、30市町村の意見を取りまとめて提出した。	B	男女共同参画課

今後の課題

各区市町村と引き続き連携を強め、国や東京都へ施策推進のための要望や制度の確立を求めていくことが必要である。

用語の解説

* 1 DV(ドメスティック・バイオレンス)

「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されます。身体的なものだけでなく、精神的なものまで含む概念として用いられることもあります。男女共同参画基本計画においては、「夫・パートナーからの暴力」と記述されています。

* 2 セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれます。

* 3 メディアリテラシー

一部のメディアでは、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が見受けられことも少なくないことから、メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のことをいいます。

* 4 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権の1つとして認識されています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足いく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、これに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

「市町村男女共同参画計画策定の手引き(内閣府男女共同参画局発行)」から抜粋、要約

* 5 LSA(ライフサポートアドバイザー：生活指導員)

ワーデンが担う機能以外に、生活相談室における生活指導や相談、その他日常生活上必要な援助などを行う。

* 6 ワーデン(管理人)

入居者の安否の確認、緊急時の対応、疾病等に対する一時的な介護、関係機関等との連絡などを行う。

5 資料

5 - 1 評価作業の経過

(1) 自己評価の実施

(平成18年)

4月 各所管課へ自己点検票による進捗度の照会

5月 自己点検票の集約

第1回男女共同参画施策推進委員会の開催

プランに掲載されている125の事業について、平成17年度の事業内容、「男女共同参画の視点」から見た進捗状況と今後の課題について、各所管課が点検を行いました。

進捗状況については、前年度と比較して、「進んだ A」「やや進んだ B」「あまり進んでいない C」「進んでいない D」の4段階で表すとともに評価に際しての基準を示しました。(10ページ参照)

また、ヒアリングをする所管課の選定をおこないました。

(2) 男女共同参画施策推進委員会によるヒアリング

7月 第2回男女共同参画施策推進委員会の開催

8月 第3回男女共同参画施策推進委員会の開催

第2回の男女共同参画施策推進委員会で、学習支援課・生涯学習総務課・産業政策課・協働推進課からそれぞれの担当事業について、また、第3回の男女共同参画施策推進委員会では、高齢者相談課・高齢者支援課・介護サービス課から主要課題1について、それぞれ、事業内容、評価の理由などの聞き取りを行い、内容の確認や問題点の整理などを行いました。

(3) 各所管課へのヒアリング

8～9月 各所管課へのヒアリング

男女共同参画課が、前年に比べ自己評価結果が下がった所管課へ出向き、事業内容、評価の理由などについて聞き取りを行い、自己評価の内容の確認や問題点の整理などを行いました。

(4) 男女共同参画施策推進委員会による第三者評価の実施

11月 第4回男女共同参画施策推進委員会の開催

自己点検票をまとめた「個別事業評価」をもとに、男女共同参画施策推進委員会で、全体的な評価について検討を行うとともに、指標と数値目標を設定しました。

(5) 評価報告書の作成

12月～1月 評価報告書の作成

男女共同参画施策推進委員会による評価（外部評価）のまとめを行いました。個別事業評価(自己評価)とあわせて、平成17年度の男女共同参画施策の進捗状況について、庁内外から点検した、評価報告書を作成しました。

(6) 今後の展開

評価報告書の公表

評価報告書を、市内図書館などに配置し閲覧に供するとともに、ホームページにも公開して市民へ公表し、男女共同参画施策の推進についての意見を募ります。

政策運営会議への報告

庁議である政策運営会議へ評価報告書とそれに対する市民の意見を報告し、プランの着実な推進に努めます。

5 - 2 八王子市男女共同参画施策推進委員会 委員名簿・開催経過

(1) 八王子市男女共同参画施策推進委員会 委員名簿

氏名	分野	選出又は所属	備考
ひろおか もりほ 広岡 守穂	学識者	中央大学教授	会長
みつはし ようこ 三橋 陽子	地域	民生児童委員	副会長
いしくち きょうこ 石口 恭子	教育	小学校校長会	
いちかわ よしまさ 市川 義正	市民	プランナーズ	
えんどう まさこ 遠藤 真子	市民	プランナーズ	
なみき よしまさ 並木 好正 ごとう けんいち 後藤 賢一	労働	東京都労働相談情報センター 八王子事務所所長	並木氏 H18.7.16 まで 後藤氏 H18.7.17 から
せきしま さく子 関島 サク子	市民	プランナーズ	
ときひさ いずみ 時久 いずみ	労働	アジレント・テクノロジー(株)	
やまもと とくたろう 山本 徳太郎	地域	町会自治会連合会	
よねむら ゆきえ 米村 幸江	市民	プランナーズ	

* プランナーズ・・・講座の企画等、男女共同参画センターの運営する事業を、協働で行うために、公募で選ばれた市民

2) 八王子市男女共同参画施策推進委員会 平成18年度開催経過

第 1 回	
日時	平成18年5月19日(金) 午後6時30分～8時30分
場所	男女共同参画センター
議題	(1)「男女が共に生きるまち八王子プラン」の進行管理について . 推進委員会での評価作業について . 進行状況調査について . 所管課ヒアリングについて (2)平成18年度男女共同参画センター予算の概要について

第 2 回	
日時	平成18年7月19日(水) 午後6時～8時30分
場所	男女共同参画センター
議題	1)「男女が共に生きるまち八王子プラン」ヒアリング (学習支援課・生涯学習総務課・産業政策課・協働推進課)

第 3 回	
日時	平成18年8月16日(水) 午後6時～8時30分
場所	男女共同参画センター
議題	1)男女が共に生きるまち八王子プランの評価報告書について (高齢者相談課・高齢者支援課・介護サービス課) 2)男女が共に生きるまち八王子プランの指標・数値目標について 3)男女共同参画センターの運営について 18年度後期事業について 19年度事業について

第 4 回	
日時	平成18年11月21日(火) 午後6時～8時30分
場所	男女共同参画センター
議題	1) 男女が共に生きるまち八王子プラン」平成17年度評価報告書について 各課題別の評価について 指標・数値目標について 総合評価について 2) 平成17年度決算について

第 5 回 (予定)	
日時	平成19年2月16日(金)
場所	男女共同参画センター
議題	1) 男女が共に生きるまち八王子プランの評価報告書について 2) 男女共同参画センターの運営について

5 - 3 その他資料

八王子市男女共同参画施策推進委員会 設置要綱

(設置)

第1条 八王子市における男女共同参画の推進について協議するとともに、八王子市男女共同参画センター（以下「センター」という。）の運営に関係機関や市民の意見を反映させるため、八王子市男女共同参画施策推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 市長は、推進委員会に、次に掲げる事項の検討をさせ、検討された結果について報告を受けるものとする。

(1) 男女が共に生きるまち八王子プランに関し、調査、研究及び提言を行うこと

(2) 男女が共に生きるまち八王子プランの推進に関し、その進行状況について、調査、研究及び助言を行うこと

(3) センターの事業計画に関すること

(4) センターの運営に関すること

(5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進委員会は、別表に掲げる10人以内の委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期については前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 推進委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が務める。

- 3 会長は必要に応じて委員以外の者の会議への出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 推進委員会の庶務は、市民活動推進部男女共同参画課において担当する。

(補足)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

別表

選出区分	人数
学識経験者	1 名以内
労政を代表する者	1 名以内
事業者を代表する者	1 名以内
地域を代表する者	2 名以内
教育を代表する者	1 名以内
プランナーズを構成するセンター登録団体に属する者	2 名以内
プランナーズを構成する市民	2 名以内

男女が共に生きるまち八王子プラン担当課長連絡会設置規程

(設置目的)

第1条 男女が共に生きるまち八王子プランに基づき、人がひととして尊重され生きいきと暮らせる男女共同参画社会の形成をめざして、総合的な施策の推進を図る調査研究等を行うため、男女が共に生きるまち八王子プラン担当課長連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会は次に掲げる事項について調査研究等を行う。

- (1) 男女が共に生きるまち八王子プランの推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。

(組織)

第3条 連絡会の構成は別表に掲げる職員を委員とし、必要に応じて変更することができる。

- 2 連絡会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、市民活動推進部男女共同参画課長とし、副委員長は委員長が指名する。
- 4 委員長は連絡会の責任者とし、副委員長は委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるときはその職を代理する。

(会議)

第4条 連絡会は委員長が召集する。

- 2 委員長は必要に応じて、委員以外の関係職員を連絡会に出席させることができる。

(実務担当者会)

第5条 連絡会に実務担当者会を置くことができる。

- 2 実務担当者会は、委員長から付託された事項について調査、検討等をする。
- 3 実務担当者会は、各委員の所属職員から委員が指定する者をもって構成する。
- 4 実務担当者会は、委員長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第6条 連絡会の庶務は、市民活動推進部男女共同参画課において担当する。

(補足)

第7条 この規程に定めるもののほか、連絡会の運営について必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

別 表

(平成18年4月1日現在)

市民活動推進部	協働推進課長 学園都市文化課長 主幹(国際化推進担当) 男女共同参画課長
総務部	総務課長 職員課長 主幹(人材育成担当)
生活安全部	暮らしの安全安心課長
健康福祉部	健康福祉総務課長 高齢者相談課長 高齢者支援課長 介護サービス課長 障害者福祉課長 生活福祉課長 地域医療推進課長 保健センター所長 大横福祉センター館長 東浅川保健福祉センター館長 南大沢保健福祉センター館長
こども家庭部	子育て支援課長 児童青少年課長 子ども家庭支援センター館長
産業振興部	産業政策課長
まちなみ整備部	住宅対策課長
議会事務局	庶務調査課長
学校教育部	施設整備課長 指導室指導主事(男女共同参画担当者)
生涯学習スポーツ部	生涯学習総務課長 学習支援課長 主幹(図書館担当)

「男女が共に生きるまち八王子プラン」
- 平成17年度 評価報告書 -
平成19年1月

発行 八王子市
編集 市民活動推進部男女共同参画課

〒192-0082
八王子市東町5 - 6 クリエイトホール8階
TEL 042 - 648 - 2230
FAX 042 - 644 - 3910
e-mail b050900@city.hachioji.tokyo.jp